

# 戦後処理の残された課題

## —日本と欧米における一般市民の戦争被害の補償—

社会労働調査室 宍戸 伴久

### 目 次

はじめに

#### I 日本における一般市民の戦争被害の補償

- 1 一般市民の戦争被害と補償の対象
- 2 例外的救済における一般市民の戦争被害との差別化

#### II ドイツにおける一般市民の戦争被害の補償

- 1 人的損害の補償—連邦援護法による戦争犠牲者の援護—
- 2 物的損害の補償—負担調整法による補償—

#### III その他の欧米諸国における一般市民の戦争被害の補償

- 1 英国
- 2 フランス
- 3 アメリカ

おわりに

## はじめに

第二次世界大戦末期、アメリカ軍による東京大空襲があった昭和20（1945）年3月10日未明から62年目の平成19（2007）年3月9日、その被災者と遺族112名が、国に対し謝罪と総額12億3200万円の損害賠償を求める訴訟（「東京空襲遺族会集団訴訟」）を東京地方裁判所に提起した<sup>(1)</sup>。原告は、①「日本国との平和条約」（以下「対日平和条約」という。）による、国際法違反の米軍の空爆被害に対する国民の損害賠償請求権の放棄は、国の国民保護義務放棄で、公務員の不法行為にあたる、②空襲被害は、日本国政府による先行行為である戦争によるもので、その被害を回復するため、空襲被害の実態調査や被災者の救済、補償の遂行が国の作為義務となる、③これらの被害について、国はこれまで何らの救済措置を取ってこなかったが、国民の幸福追求権の保障として国は救済を行う法的義務を有する、と主張している<sup>(2)</sup>。

東京大空襲の死亡者は10万人以上、被災者は100万人以上に及ぶとされるが、その詳細は現在も明らかではない<sup>(3)</sup>。東京大空襲の犠牲者数に限らず、戦争中の内外における一般市民の戦

争被害の実態は明らかとはなっていない<sup>(4)</sup>。戦後行われた各種の被害実態報告書を比較した結果を見ても、国内各地30都市における空襲等による死亡者数は、調査の時代が下るにつれて増加し、25万9000人から40万4800人となっている<sup>(5)</sup>。国による調査が十分行われてこなかったため、空襲被害を含む一般市民の戦争被害の把握は、これまで主として各地の「空襲・戦災を記録する会」等の民間団体による調査の積み重ねにより行われてきたと言えよう<sup>(6)</sup>。これらの調査結果を踏まえたとされる東京新聞の調査では、平成7年8月現在、空襲による死者は全国で55万9197人、東京で11万6959人と推計されている<sup>(7)</sup>。

わが国では、戦争被害の補償は軍人・軍属や国・軍の役務を遂行していた場合に限定され、空襲被害など一般市民の戦争被害に対する補償は、原爆被爆者の補償や外地からの引揚げに関連する救済（引揚給付金、未帰還者留守家族への帰国旅費・帰国手当、シベリア抑留による被害や在外財産の損失補償に代わる給付、中国残留孤児への援助）を除き、行われてこなかった<sup>(8)</sup>。

一方、欧米諸国の戦争犠牲者補償制度には、「国民平等主義」と「内外人平等主義」という2つの共通する特徴がある、とされる<sup>(9)</sup>。つま

(1) 「東京大空襲 国を提訴『民間人放置 責任問う』被災者ら112人」『朝日新聞』2007.3.9, 夕刊, ほか

(2) 黒岩哲彦「東京大空襲訴訟 62年目の提訴」『法と民主主義』417号, 2007.4, pp.60-62.

(3) 東京の戦争被害の概要は『東京都戦災誌』東京都, 1953, pp.385-423に詳しい。戦争直後では、人的被害は死者9万4225名、重軽傷者13万3350名、行方不明者6,944名となっている。

(4) 戦争被害全体の数値は、『完結 昭和国勢総覧』第三巻 東洋経済新報社, 1991, pp.284-287.（「17 政治・司法・軍事」、特に「17-59 戦時下の銃後人口の被害（昭和23年調）」、「17-63 太平洋戦争による建物の直接被害戸数（昭和23年調）」）；浄法寺朝美『日本防空史』原書房, 1981, pp.385-388.（「19 全国戦争被害」）；広田純「太平洋戦争におけるわが国の戦争被害—戦争被害調査の戦後史」『立教経済学研究』45巻4号, 1992.3, pp.1-20を参照されたい。

(5) 広田 同上, p.17.（「表13 空襲等による死亡者数（3調査の比較）」）

(6) 今井清一「空襲・戦災記録運動と空襲研究の動向」『季刊戦争責任研究』50号, 2004.12, pp.42-50；星野ひろし「東京大空襲犠牲者氏名記録運動の到達点—見えてきたものと今後の課題—」政治経済研究所東京大空襲・戦災資料センター [編]『都市空襲を考える—東京大空襲・戦災資料センター開館1周年記念シンポジウム：報告 第2回』政治経済研究所, 2003, pp.5-18.

(7) 「太平洋戦争の全容」『東京新聞』1995.8.15

(8) 田中伸尚 [ほか]『遺族と戦後』岩波書店, 1995, pp.81-146.（「II 国家は遺族にどう補償したか」）；日本弁護士連合会編『日本の戦後補償』明石書店, 1994, pp.105-138.（「第1章 被害の実態と評価」中「第3 日本の被害と課題」）；pp.153-203.（「第2章 日本の戦後処理の実態と問題点」中「第2 日本の戦争被害補償制度とその問題点」）

り、一般市民の戦争被害に対する補償は、軍人・軍属と民間人を区別することなく、平等な補償と待遇を与えるという「国民平等主義」に基づいている。ただし、その法的根拠、補償の手續、方法まで同一であることを意味するものではない。また、自国民と外国人を区別することなく、すべての戦争犠牲者に平等な補償と待遇を与える「内外人平等主義」も、一般市民に対しても貫かれている。

本稿は、戦後処理の残された課題としての、一般市民の戦争被害の補償のあり方を検討する素材として、日本と欧米における一般市民の戦争被害の補償の経過と概要を紹介するものである。

## I 日本における一般市民の戦争被害の補償

敗戦直後、外地からの引揚げに関連する給付を除き、一般市民の戦争被害の補償が行われなかったのは、軍人恩給の停止、軍事扶助法・戦時災害保護法（後述）の廃止に際し、「連合国最高指令官総司令部」（以下「GHQ」という。）の方針として、戦争被害の救済は社会保障制度（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に基づく給付等）による、とされたためであった。

しかし、昭和27（1952）年発効の対日平和条約により、日本国の対外賠償請求権が放棄される一方、条約の発効の時期に前後して、軍人恩

給の復活や軍人恩給が適用されない軍人・軍属を対象とする「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）が制定・施行され、その後「国家補償の精神に基づく」給付が開始されたため、その対象とならない引揚者、原爆被爆者、空襲被害者等の一般市民の補償要求が強まり、各種の訴訟や立法運動が行われてきた。

政府は、これまで、引揚者や原爆被爆者については、その特別の犠牲に着眼して、立法による解決を図ってきたが、沖縄戦の犠牲者や空襲被害者については、被害者が軍人・軍属であるものまたは徴用等により戦争遂行に関連する業務に従事していたと認められたものを除き、その被害は国民一般が受忍すべきものとして、社会保障制度による給付以外認めてこなかった<sup>(10)</sup>。またそれらの給付ですら、外国籍となった旧植民地・旧委任統治地域・旧軍政施政地域出身者及び住民を除外している<sup>(11)</sup>。本章では、各種援護立法とその国会審議、審議会等の答申・意見書、裁判の判決等から、それらにみられる論理を紹介する。

### 1 一般市民の戦争被害と補償の対象

我が国の政府は、戦前から今日まで、一般市民の戦争被害は国家補償の対象とならない、という立場を堅持している。

(9) 奥原敏雄「欧米諸国における戦争犠牲者の補償制度」『法学セミナー』452号, 1992.8, pp.52-55は、米国、カナダ、フランス、旧西ドイツ、イタリア、オーストリアの戦争犠牲者補償制度を紹介している。

(10) 日本の一般市民の戦争被害の補償については、池谷好治氏の一連の論文がその歴史的経過とその構造的特質を明らかにしている。①池谷好治「戦争犠牲者援護における一般戦災者の処遇—歴史的経緯および差別化の特質—」『アジア太平洋研究科論集』3号, 2002.8, pp.1-18；②池谷好治「自治体による戦災傷害者援護—永続する“暫定的”措置」『地域福祉研究』31号2003.5, pp.113-122；③池谷好治「一般戦災者に対する援護施策—自治体の論理・国の論理—」『歴史評論』641号, 2003.9, pp.61-78. そのほか、同氏が先行論文として挙げているのは、坂本重雄「戦災傷害者の社会保障」『週刊社会保障』1116号, 1981.3, pp.14-17；田中伸尚「この国はまだ『軍人国家』ではないか」『世界』647号, 1998.4, pp.35-47である。また、援護法を体系的に明らかにしたものとして荒木誠之「第十一章 援護法と社会保障—その相対的独自制と相互関係—」『社会保障の法的構造』有斐閣, 1983, pp.263-280を挙げている。

(11) 遠藤正敬「戦争犠牲者援護における内外人不平等—『国籍』が阻む旧植民地出身者への戦後補償」『早稲田政治公法研究』67号, 2001.8, pp.185-213；遠藤正敬「戦争犠牲者に対する社会福祉の陥穽—いまだ癒えぬ外国籍戦傷病者の傷痕—」『社会福祉研究』82号, 2001.10, pp.106-113.

## (1) 法制度

### i) 「戦時災害保護法」の制定とその廃止

太平洋戦争開戦時から想定された、軍人・軍属以外の国民の戦災被害については、各種の特別立法により個別に対策が採られていたが、それらの適用を受けない国民の戦災被害の一般的な保護を行うため、「戦時災害保護法」（昭和17年法律第71号）が制定された。同法は、当初の施行日に先だって、昭和17年4月18日の日本本土への初空襲（いわゆる「ドゥリットル空襲」）から適用された。

同法の対象は「帝国臣民」であって、戦争の際の戦闘行為に因る災害（「敵航空機ノ来襲、潜水艦ノ砲撃ニ因ル災害ハ勿論味方高射砲ノ破片、第三国ノ敷設シタル機雷ニヨル災害等ヲ包含ス。」）及び焼夷弾等による被害のための混乱等、これに起因して生じた災害（「戦時災害」）によって危害を受けた者とその遺族・家族である<sup>(12)</sup>。

給付は国費負担により、①「救助」（衣食住、学用品、医療・助産の提供、死体の埋葬等の応急の現物給付または現金給付）、②「扶助」（戦時災害による傷病及びその治癒後の著しい身体障害またはそれによる死亡に対する本人及び家族または遺族に対する生活扶助・療養扶助・出産扶助・生業扶助）、③「給与金」（障害給与金・遺族給与金・住宅給与金・家財給与金。戦時災害による死亡または傷病の結果著しい身体障害を生じた場合は、その遺族または本人に、住宅・家財が滅失・毀損した場合はその

所有者に支給）の3種類とされていた<sup>(13)</sup>。

ただし、その給付は、他の戦時災害法とともに、あくまで、「戦争に因る被害者の中真に国家の保護を必要とする者のみを慈恵的に救済する」原則に基づく「救済主義」に従ったもので、ドイツをその代表とする「補償主義」（「戦争に因る損害は総て原則として国家が之を補償補填する」と言う原則に立つ。）とは異なる<sup>(14)</sup>、とされる。「損害ニ對スル國家補償ノ觀念ニ發シタルモノニ非ザルヲ以テ之ガ趣旨ヲ誤ラシメザルヤウ給付金ヲ受クベキ者等ノ指導ニ遺憾ナキヲ期スルコト」（「戦時災害保護法施行ニ関スル件依命通牒（厚生省發生發第五七号）」昭和17年4月30日厚生省次官一各地方長官宛<sup>(15)</sup>）とし、また、「本法ハ災害ニ對スル國家補償ニハ非ズシテ罹災者ノ更生再起ノ素地ヲ與フルコトヲ以テ目的トス」（「戦時災害保護法施行ニ関スル件依命通牒（午社發第252号）」昭和17年6月10日東京府学務部長一各市町村長宛<sup>(16)</sup>）と、国家補償に基づくものではないことが強調されている。一方、救助業務に協力した結果、戦災被害にあった者には支給される各種の「扶助金」と、戦時災害による危害を受けることが予測されたが、業務の性質上、業務に従事せざるを得なかったものが戦災に遭った場合に支給される「特別業務給与金」については、上記の各種給付と異なり、給付の制限や所得制限が行われない等、国家補償の性格が色濃く認められ、その違いは、国家の命令によりま

(12) 池谷 前掲注(10)の各論文及び小川政亮「戦時社会事業の成立と性格」小川政亮著作集編集委員会編『社会保障の史的展開』大月書店、2007、pp.324-330；吉田久一『現代社会事業史研究』勁草書房、1979、pp.350-355；赤澤史朗「戦時災害保護法小論」『立命館法學』225・226号、1993.3、pp.1158-1181；高橋敏雄「戦時災害保護法について」『厚生問題』26巻4号、昭和17（1942）.4、pp.10-16；『戦時災害保護事務便覧』大阪市民政局、昭和19（1944）、pp.1-2；『戦時災害保護法要覧』東京府、昭和18（1943）参照。

(13) 池谷 前掲注(10)①、pp.4-5；赤澤 同上、pp.1162-1169。

(14) 増子正宏「戦時災害の保護対策」『厚生問題』28巻10・11・12合併号、昭和19（1944）.10（未見）；赤澤 同上、p.1161に引用；高橋 前掲注(12)、p.12も、「戦時災害に因り、国民が、人的、物的に被害を受くることありとするも国家からの損害補償を要求すべき性質のものでないのみならず、さうした補償を期待すべきものですらない。…独、伊、仏、英等の諸国の制度を見て感ぜられることは、其の制度の根幹を為して居る觀念は、一貫して、戦時災害に因る危害に対する国家補償思想であり、従つて、保護の内容も相当に厚く、休業手当、廢疾年金、遺族年金等の如きも、生活困窮なると否とを問はず、職業を有する者又は家族を扶養したる者若は其被扶養者には、一様に支給されるものであり、此の点が、我が戦時災害保護法と根本的に相異するところである。」と指摘している。

(15) 「戦時災害法の施行」『厚生問題』26巻5号、昭和17（1942）.4、p.64。

(16) 東京府 前掲注(12)、p.60。

たは国家の必要に基づく業務命令により業務に従事していた点にある、と指摘されている<sup>(17)</sup>。

戦時災害保護法は、昭和21年9月の「生活保護法」(昭和21年法律第17号)の制定時に、軍事扶助法、救護法、母子保護法、医療保護法とともに廃止された。その理由は、GHQの日本社会の「非軍国主義化」政策と社会保障における「無差別救済の原則」に基づき、軍人を含む引揚者の応急の援助を除き、軍人恩給等の旧軍人に対する特別の援護が停止され<sup>(18)</sup>、かつ、生活困難な国民全部を対象とする最低生活の保障をめざした<sup>(19)</sup>ためであった。その後、戦災孤児を含む児童一般、傷痍軍人・軍属等を含む身体障害者一般を対象とする「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)及び「身体障害者福祉法」(昭和24年法律第283号)が、一部の戦時災害被害者に適用されたものの、戦時災害保護法の扶助対象となっていた民間戦災被害者は生活困窮者一般として取り扱われることとなった<sup>(20)</sup>。

#### ii) 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」とその適用対象

昭和27(1952)年4月28日の対日平和条約の発効の直後、「軍人・軍属等の公務上の負傷若しくは疾病・死亡に関し、国家補償の精神に基づき」援護を行う遺族援護法が制定された。

ただし、遺族援護法は、制定当時、恩給が停

止されていた旧軍人・準軍人・旧陸海軍部門の高等文官、戦地勤務のものと陸海軍部内の有給の軍属とそれらの遺族に対し、障害年金、更生医療及び補装具、遺族年金及び一時金(弔慰金)を支給するものであり、その他旧国家総動員法に基づく被徴用者、総動員業務の協力者、軍の要請に基づく戦闘参加者、特別未帰還者(軍人軍属以外で、戦後ソ連邦に抑留された者)、国民義勇隊員等の遺族に対し弔慰金を支給した。

同法第1条の「国家補償の精神に基づき」との文言は、同法が軍人恩給復活までの暫定措置であったことを背景に、衆議院において修正追加されたもので、「国家補償の精神」とは、同法に基づく給付が、国との身分関係により支給されることを示す、とされる<sup>(21)</sup>。法案の準備段階(社会保障制度審議会第二[委員会]及び戦争犠牲者対策[委員会]合同委員会案)でも、「戦争による遺家族、傷病者に対する措置」は、「国家補償の観点からは、物的的にあらゆる視野から全国民に対し平衡を期する必要がある」ため、財政負担を考慮して「社会保障的観点において考慮」するが、「国家的強制に起因して」生活手段を失った遺家族や傷病者」に対する保障は「一般生活困窮者に対する単純な扶助の観念とは別個に援護されるべき」としていた<sup>(22)</sup>。

これに対し、同法案を審議した衆議院厚生委員会の公聴会においては、国の費用により与え

(17) 赤澤 前掲注(12), pp.1167-1169.

(18) 1945年11月24日付連合国最高指令官総指令部覚書「恩給及び恵与(Pension and Benefits)」(SCAPIN 338)は、軍人恩給等の支給停止等を求め、政府は「恩給法の特例に関する件(昭和21年勅令第68号)」により、昭和21年2月から軍人・軍属の恩給・扶助料の支給を停止・制限した。厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい, 1997, pp.101-103, 622-623.

(19) 小山進次郎『生活保護法の解釈と運用 改訂増補』中央社会福祉協議会, 1951, pp.12-17によれば「生活困窮者緊急生活援護要綱(昭和20年12月15日閣議決定)」は、その対象として戦災者、海外引揚者、在外者留守家族を挙げている。政府はその後、「救済福祉ニ関スル件(昭和20年12月31日)」をGHQに提出し、現行の各種法令を調整し、「新タニ国民援護ニ関スル総合的ナ法令ヲ制定」する事を約束した。

(20) 池谷 前掲注(10)①, pp.6-7; 田中[ほか] 前掲注(8), pp.82-88. 戦時災害保護法等、戦時中の各種戦災者援護制度が「防空活動」に対する大量の民間人動員を下支えした手段として導入されたことを指摘するものとして、山本唯人『『東京都慰霊堂』の現在—東京空襲と『戦災死没者慰霊制度』の創設—』『歴史評論』616号, 2001.8, p.49-50がある。

(21) 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修 前掲注(18), pp.3, 195-196.

(22) 第13回国会参議院厚生委員会遺族援護に関する小委員会会議録 第1号 昭和26年12月20日 p.3. (社会保障制度審議会事務局長・小島徳雄参考人)

る保護は「無差別平等の原則」が適用されるべきであるとの立場から、「戦争は、国民的、国家的な仕事であり、…それによって受ける犠牲負担はあらゆる階層、あらゆる人々に対して、ほぼ同一に発生するものであり、…これらの人々に、何ら特別の措置を講ずることなく、単に軍人の遺族である、あるいは傷病者であるがために特別の措置を講ぜられるということは、国民のうちに、党中党を立てるような感じがありまして、わたしども納得できない…」として、同じ戦争被害者である徴用工、勤労学徒、空襲罹災者を対象とすることなく、軍人の遺族や傷病者に特別の援護を行うことに異論が表明された。更に、「戦時補償をやるならやるで、あらゆる戦争によるところの犠牲、あらゆる戦争による災害と言うものを、まことに平等に処理することができれば、戦時補償をなすべきである…しかし、中途半端な戦時補償はむしろ打切った方が公平ではなからうか…」との発言も行われた<sup>(23)</sup>。同様に、同法の給付には国家損害賠償と生活扶助の2つの要素が並存し、遺族への給付のうち遺族年金は生活扶助、弔慰金は国家損害賠償であることを指摘した上で、前者において「必要なのは遺族援護ではなく社会保障であり、救われるべきは遺族ではなくて生活困窮者である」とし、後者について「戦争被害者は遺族に限られないのであり、戦災者・引揚者の直接被害者はもとより全国民が戦争被害者であ

る」以上「弔慰金を受くべきは本法にいわゆる遺族のみではなく、「特に問題となるのは戦災死者の遺族」であって「軍人・軍属として死んだか市民として死んだかは本質的差異をもつものではない」として、遺族弔慰金の受給資格が軍人軍属等の遺族に限定され、戦災死者の遺族に及ばないことを強く批判する論評<sup>(24)</sup>もあった。

昭和28年の恩給法改正により軍人恩給が復活したため、遺族援護法の適用は、恩給法の適用を受けない者に限定された。その後、「軍属」の範囲が拡大され（「船舶運営会船員」、「事変地勤務の軍属」、「満鉄軍属」）、また、軍属扱いとして弔慰金のみを支給されていた者を「準軍属」として、障害年金、遺族給与金等を支給することとし、更にその適用対象が拡大された（「準戦地勤務の有給軍属」、「満州学徒」、「防空監視隊員」、「船舶防空監視員」、「満洲青年開拓義勇隊員」、「警防団員」、「義勇隊開拓団員」等）。ただし、その対象はあくまで軍務や国の業務の従事者・協力者とされ<sup>(25)</sup>、その後の戦争犠牲者援護立法においても、一部（引揚者と原爆被爆者）を除き、国との身分関係があること<sup>(26)</sup>と日本国籍を有すること<sup>(27)</sup>、という原則が貫かれている。

## (2) 国会の審議—「戦時災害援護法案」の審議を中心に—

各種の給付金支給法案等の審議の際、その受給資格との比較において、空襲被害等の一般市

<sup>(23)</sup> 第13回国会衆議院厚生委員会公聴会議録 第1号 昭和27年3月25日 pp.1-3. (早稲田大学教授・末高信公述人)。末高教授は、翌年の軍人恩給復活のための恩給法一部改正法案の審議においても、参考人として意見陳述し、都市爆撃の被害者、都市防空に挺身中の死亡者の家族、原爆の犠牲者が特別の補助もなく立ち上がっている中で、戦時災害補償の全面的実行等をさておいて軍人恩給のみを復活するのは不公平であること、また、財政負担が大きく、生活保護費を上回るのは均衡を欠くこと、等を挙げ、改めて「国民一般として納得する平等の保障即ち社会保障こそとるべき方策である」としている（第16回国会参議院内閣委員会会議議録 第23号 昭和28年7月27日 pp.1-2.）。

<sup>(24)</sup> 谷口知平ほか「戦傷病者戦没者遺族等援護法雑考」『民商法雑誌』27巻4号, 1952.7, pp.12-15.

<sup>(25)</sup> 坂本耕一「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）—制定前夜」『時の法令』1248号, 1985.5.13, pp.40-42; 「参考資料 第1 戦傷病者戦没者遺族等援護法の沿革」厚生省社会・援護局援護課監修『援護法Q&A—仕組みと考え方—』新日本法規出版, 2000, pp.207-221.

<sup>(26)</sup> 荒木 前掲注(10), pp.271-273.

<sup>(27)</sup> 遺族援護法は、国籍条項及び戸籍条項（台湾戸籍法、朝鮮戸籍法等の外地戸籍法による戸籍者の適用除外）により旧植民地出身者を排除し、「内外人平等待遇の原則」を取らなかった。池谷好治「戦争犠牲者援護関連法の立法過程にみる国籍論議」『歴史学研究』728号, 1999.10, pp.20-29, 64; 遠藤 前掲注(11)各論文参照。

民の戦争被害の補償についての質疑が交わされたが<sup>(28)</sup>、それが本格的に論議されたのは、昭和48年の第71回国会に、議員立法として、「戦時災害援護法案」が参議院に提出されて以降のことである。同趣旨の法案は全部で14回提出され、昭和63年召集の第114回国会まで18会期にわたって審議された。

同法案は、名古屋空襲による戦災傷死者である杉山千佐子氏らが昭和47年10月に結成した「全国戦災傷死者連絡会」を中心とする「民間戦災被爆傷死者等の援護に関する請願」運動<sup>(29)</sup>を受けてとりまとめられたものである。請願は、民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法を早急に制定すること、及び民間戦災犠牲者遺族についての全国的な調査を国の責任において実施することを求めているが、いずれの請願も審査未了となった。同法案は当初、会派としては、日本社会党のみの単独提出であったが、その後、最高で全野党7党の共同提出となったものの、結局すべて、「継続審議」か「審議未了」(廃案)となった。その他質問主意書も計6回提出されている<sup>(30)</sup>。

同法案は、「さきの大戦で、空襲その他の戦時災害によって、身体に傷害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、『戦傷病者特別援護法』

(昭和38年法律第168号。以下「特別援護法」という。)及び遺族援護法に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づく援護を行うもの」とされ、その内容は、①療養の給付、療養手当、葬祭費の支給、②更生医療の給付・補装具の支給及び修理、③国立保養所への収容、④日本国有鉄道(当時)の無賃乗車の取扱い、⑤障害年金または障害一時金の支給、⑥遺族年金に代わる一時金(遺族給付金)の支給、⑦弔慰金の支給、であった。ただし、戦時災害の罹災時の本人及び本人死亡時の遺族の日本国籍保持の要件は残されていた<sup>(31)</sup>。

政府の立場は、第71回国会の参議院社会労働委員会における「戦争による内地の戦災障害者」の問題点の審議と、戦時災害援護法案と併せて審議された遺族援護法改正法案の審議において明らかにされている。すなわち、「戦争被害は、…国と身分的・直接関係の深い軍人軍属とか…を中心として援護が国家賠償的な考えで行われ」、「一般の方々につきましては…社会保障の面で」行われてきたが、「その方々だけを今取り出しまして、戦争の犠牲者であるから特別の援護法ということになりますと、なかなかこれは難しい問題ではなからうか」(須原昭二参議院議員の質疑に対する斉藤邦吉厚生大臣の答弁)<sup>(32)</sup>

<sup>(28)</sup> 「引揚者については先年在外資産についての、全く申しわけであるけれども、補償もなされた、戦没者はやられた、それでいて戦災による死没者に対するものがなされていない。…(中略)問題は戦争犠牲者に対する平等な取扱いという政治的な配慮はしてもらいたい、国民の一人としてそれは当然ではないかと考えるのであります。」(田中織之進議員)(第31回国会衆議院予算委員会第二分科会議録第2号 昭和34年2月26日 p.8)；「防空法や戦時災害保護法なんということからいけば、戦災したものは皆処理しなければいかぬということまで本来言えばいくようになるだろうと私は思うのですが、厚生省はここの関係をどう考えておいでになるか。」(藤田藤太郎議員)(第55回国会参議院社会労働委員会会議録第22号 昭和42年7月11日 p.5)

<sup>(29)</sup> 第71回国会には、与野党議員を紹介議員として、衆議院に「戦災被爆者遺家族援護法制定に関する請願(第1123号)」、「戦災被爆傷死者等の援護に関する請願(第1921号)」ほか多数、参議院に「民間における戦災犠牲者遺族に対する援護法の制定等に関する請願(第708号)」ほか多数が提出された。「戦時災害援護法案」がまとめられた後は同法案が審議されていない会期(第146回国会から第167回国会までを除く。)にも、その制定を求めた請願が提出され、現在に至っている。

<sup>(30)</sup> 第75回国会衆議院質問第8号「戦災傷病者に対する特別援護措置に関する質問主意書」、第9号「同再質問書」、第15号「同第三回質問主意書」(いずれも渡辺武三議員)；第87回国会参議院質問第11号「戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問主意書」(二宮文造議員)；第154回国会参議院質問第37号「一般戦災傷病者の実態調査に関する質問主意書」(大脇雅子議員)

<sup>(31)</sup> 第71回国会参議院社会労働委員会会議録 第14号 昭和48年6月26日 pp.2, 18-19。(須原昭二議員の提案理由の説明及び法案)

<sup>(32)</sup> 第71回国会参議院社会労働委員会会議録 第3号 昭和48年2月27日 pp.4-5。

と、民間戦災被害者の援護に消極的な考えを示した。更に、「遺族援護法は、…国との間に被用関係にある軍人軍属、あるいはこれに準ずる立場にある準軍属、こういった者につきまして、国が使用者としての立場から、補償している制度で、…そういった意味合いにおきましては、一般戦災者はこの援護法では取り上げられていない、こういう関係になるわけでありませう。…国との被用関係あるいは徴兵制度の国民に義務を課した裏づけとして、そういった犠牲者に対しまして援護を行うというたてまえをとり、片方において一般戦災者については一般の社会保障施策の中で、その福祉の向上をはかっていく、こういうようなたてまえできた」(同議員の質疑に対する高木玄厚生省援護局長の答弁)<sup>(33)</sup>と答弁は明確になっていく。また、西ドイツの例を挙げて、日本がなぜ、一般民間の戦争犠牲者を遺族援護法の対象にしなかったのかとの追及にも、西ドイツでは、第一次世界大戦当時から領域での戦闘、空爆や外地での抑留があったため、市民の損害を考慮し、「戦争による個人損害法」を制定し、市民に対する損害も対象と

なったのに対し、日本では主要戦争がすべて国外で行われてきたので、と答弁し、地上戦の有無が市民への補償を左右することを示唆した(同議員の質疑に対する高木玄厚生省援護局長の答弁)<sup>(34)</sup>。その後も引き続き提出された戦時災害援護法案や遺族援護法改正法案の審議においても、一部を除き<sup>(35)</sup>、歴代の厚生大臣、援護局長の答弁には変化が見られなかった<sup>(36)</sup>。

### (3) 政府の審議会等の答申・意見書

#### i) 「在外財産問題審議会」

敗戦とともに、旧植民地、占領地から引揚げてきた一般市民は、引揚時の応急援護(宿泊・給食、衣服・日用品等の援護物資、鉄道無賃乗車券等、帰郷雑費・帰郷旅費、帰還手当・特別帰還手当等の一時金)を受けた<sup>(37)</sup>。しかし、日本国政府は、対日平和条約により、もとの居住地において接収された財産の処分を外国政府に委ねるとともに、その賠償請求権を放棄し、かつその補償義務を認めなかったため、企業についても個人についても補償は行われなかった。これに対し、引揚者はその補償を求める運動を展開し、

<sup>(33)</sup> 第71回国会参議院社会労働委員会会議録 第16号 昭和48年7月3日 pp.4-5.

<sup>(34)</sup> 同上

<sup>(35)</sup> 「一般戦災者に対し、戦時災害による負傷、疾病、障害、死亡に関する援護の検討を目途として、その実態調査を行なうこと」(第71回国会参議院社会労働委員会会議録 第18号 昭和48年7月10日 p.1.)という決議が行われた結果、その後、遺族援護法等の審議の際に、この調査をどのように行うか、調査を受けてどのような施策を講ずべきかについての論議が行われた(第72回国会参議院社会労働委員会会議録 第11号 昭和49年5月14日 pp.13-15; 第75回参議院社会労働委員会会議録 第8号 昭和50年3月25日 p.2; 第87回国会参議院社会労働委員会会議録 第5号 昭和54年4月24日 pp.6-8.)が、結局特別の調査は行われなかった。園田直厚生大臣は、「戦争災害を受けた者は、…ひとしく戦争災害者としてこれに対する国の責任を果たす」という戦争災害援護法案の趣旨を理論として是認し、地方自治体の施策の水準に国が追いつく方向で、一般戦災者と援護法の対象となっている障害者の差を是正すること、そのために一般国民、被害者、学者から意見を聞く研究班等を設置して、それをどのように実現するかを検討を行なうとした(第94回国会参議院社会労働委員会会議録 昭和56年4月14日 p.14.)。持永厚生省援護局長は、調査は準備中だが、特別な措置は困難である、と消極的な姿勢を崩さなかったが、大臣は「事務当局に言わせれば、…どの問題も難しいあるいは困難だと。…それは現行制度に規定していないから、その枠の外であるからできないという意味で、…これは重要な政策課題として被災者の方々の、…生命とか寿命とかを考えながら、1つでも前進するよう今後努力していく」(第94回国会参議院社会労働委員会会議録 昭和56年4月21日 p.3.)と答弁した。ただし、これらの点について、厚生省の内部で検討が行われた形跡はない、とされる(池谷 前掲注(10)③, p.72.)。

<sup>(36)</sup> 第75回参議院社会労働委員会会議録 第8号 昭和50年3月25日 p.2. (八木哲夫援護局長); 第84回国会参議院社会労働委員会会議録 第9号 昭和53年4月18日 pp.9-11. (小澤辰男厚生大臣); 第87回国会参議院社会労働委員会会議録 第5号 昭和54年4月24日 p.4. (橋本龍太郎厚生大臣); 第91回国会参議院社会労働委員会会議録 第4号 昭和55年3月25日 pp.2-3. (野呂恭一厚生大臣)。

<sup>(37)</sup> 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修 前掲注(18), pp.55-61.



昭和35年には、接収された在外財産の補償請求訴訟も提起された（後述）。「引揚者団体全国連合会」が在外財産補償請求権の「民法上の」時効の中断を求めて、国に催告を行った昭和37年4月に、運動は再び盛り上がりを見せた<sup>(38)</sup>。

これらに対し、政府は、内閣総理大臣の下に、三次にわたり「在外財産問題審議会」を設置して、その対策を検討した。第一次審議会（昭和29年7月設置）の諮問事項である「在外財産問題の処理方針」（昭和29年7月諮問）に加え、「引揚者に関する措置」の諮問（昭和31年6月諮問）を受けた第二次審議会（昭和31年4月設置）は、「法律的義務に基づく措置として在外財産に対する補償措置を講ずると言う結論に達しなかった」が、引揚者に対する援護措置と戦災者等への援護措置を比較し、「終戦により母国の保護を離れ、多年住み慣れていた土地からの強制的に移住を余儀なくせられ、その全生活基盤を失った」点に「内地における戦災者の場合と異なる事情がある」との意見を容れて、「特別の政策的措置を講ずることが適当である」との答申を行った（昭和31年12月10日）。更に、第三次審議会（昭和39年12月設置）は、法律論として補償義務は存在しない、と結論づけた上で、政策論として、引揚者の在外財産の喪失は他の財産損害と比較して過酷であることを認め、特別の措置として、「政府が引揚者に対し特別の交付金を支給する措置を講じ、…在外財産問題の最終的収束を図る」ことを答申した（昭和41年11月30日）<sup>(39)</sup>。

これに対し、法学者からは当時、次のような

批判がなされた<sup>(40)</sup>。

- ① 在外財産問題を戦争災害の一種として法律論的な検討を行うべきである。
- ② 戦災、強制疎開等を含め、一般的に考えるべきであり、財産が失われた場合は、その客観的価値を基準とすべきである。
- ③ 同じ戦争の結果、損害を受けた人々が違う結果をもたらされることは好ましくないのので、負担の衡平化の措置が取られるよう立法により解決すべきである。その場合、社会保障と言う考え方に立って手を打つ必要がある。
- ④ 引揚者以外にも、家族全部が死んでしまったり、財産が根こそぎなくなったり、今までの全生活で培ってきたものが失われた場合もないと言えない。
- ⑤ 広い意味での戦争災害を考えると、圧力団体が強いところだけが保護を受けるのは平等原則に反し、これで戦争災害の処理を終了することは納得がいかない。
- ⑥ 引揚者を救済するのであれば、他の戦争災害についてもできる限りの努力を今後行わなければいけない。

#### ii) 「原爆被爆者対策基本問題懇談会」

「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（座長：茅誠司氏・元東京大学学長）は、被爆者救済の基本理念の検討と原爆救済二法の見直しを行うため、厚生大臣の私的諮問機関として昭和54年6月に設置された<sup>(41)</sup>。その意見書（昭和55年12月11日）<sup>(42)</sup>は、「従来国のとってきた原爆被爆者対

(38) 柴田善雅「第4章 引揚者経済団体の活動と在外財産補償要求」小林英夫ほか編『戦後アジアにおける日本人団体—引揚げから企業進出まで—』ゆまに書房, 2008, pp.158-163.

(39) 『在外財産問題の処理記録—引揚者特別交付金の支給』内閣総理大臣官房管理室, 1973, pp.3-31; 「資料二 答申関係」同上, pp.9-24. これらに基づき、「引揚者給付金等支給法」（昭和32年法律第109号）、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」（昭和42年法律第114号）が制定された。

(40) 伊藤正巳ほか「座談会 在外財産問題審議会答申について」『ジュリスト』362号, 1967.1.15, pp.25-47.

(41) いわゆる「孫振斗裁判」最高裁判所判決（昭和53年3月30日）が、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（昭和32年法律第41号）が「社会保障法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものである」とともに「国家補償的配慮が根底にある」としたことをふまえ、被爆者に対する制度の基本的あり方を検討するため、社会保障制度審議会の答申（昭和54年1月29日）及び第87回国会衆議院社会労働委員会の「原爆特別措置法一部改正法案」の附帯決議（昭和54年4月26日）に基づいて設置された。

策は原爆被害と言う特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度であり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当でない。また、原爆被害者の犠牲はその本質及び程度において他の一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する『特別の犠牲』であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものと考え、<sup>(42)</sup>として、一般の戦災被害と異なることを強調している。

しかし、原爆被爆による損害も、「国をあげての戦争と言う『一般の犠牲』としてすべての国民がひとしく受忍しなければならないもの」で、「それに対する国の法律上の責任を追及し、その法律的救済を求めることはできない」のであって、「国家補償の見地に立つ」とは、原爆被爆者の受けた放射線による健康障害が特異なものであるという「特別の犠牲」について、国の「結果責任」を認めるものであり、他の戦争被害者に対する対策との著しい不均衡を生ずるものであっては国民の理解を得がたく、社会的公正を確保することにならないし、「国と特殊の法律関係にあった」旧軍人軍属等に対する援護措置策と同一視することはできない、として、その施策の限界を示している。その結果、被爆死した人に対する弔慰金及びその遺族に対する遺族年金の支給は、都市空襲や艦砲射撃の犠牲者やその遺家族との均衡を無視することになり、「社会的公正」を欠き、国民の合意を得られない、として否定された。意見書も、遺族援護法や在外財産訴訟判決と同じく、戦争損害を国民が受認すべきものとし、国家補償は身分関係に基づくとの立場から一般戦災犠牲者への

補償を否定しているといえよう<sup>(43)</sup>。

### iii) 「戦後処理問題懇談会」

「戦後40年」を前にして、総理府総務長官の私的諮問機関として昭和56年12月の政府・与党の合意によって設置された「戦後処理問題懇談会」は、残された戦後処理の課題として、要望が強い恩給欠格者の救済、シベリア抑留等の戦後強制抑留者の抑留に対する補償、引揚者の在外財産問題の3点について検討を行った。

その際の基本的な立脚点は、①戦争は国民すべてに何らかの損害を与えるものであり、全国民がその意味で戦争被害者といえるものであるが、戦後処理とは、戦争損害を国民の納得を得られる程度において公平化するために国はいかなる措置をとるかという問題であること、②政府は、その段階に応じて戦後処理を行ってきたが、政府としては、昭和42年の在外財産問題の決着をもって戦後処理は一切終結したと認識していること、であった。

その結果、恩給欠格者については、これ以上の措置は、準軍属やその他の一般人との関係で権衡を欠くこと、戦後強制抑留者については、抑留が国民の一人一人が受け止めなければならなかった戦争損害の一種であり、新たな給付は他の戦争犠牲者との衡平を欠くこと、在外財産喪失者についても一般戦災者の被った損害と比較して特別であったと考える給付により公平化がはかられたこと、として、いずれも新たな給付を行わないこととした<sup>(44)</sup>。

## (4) 裁判所の判決

### i) 「在外財産訴訟」

在外財産補償要求運動と「第三次在外財産問

(42) 原爆被爆者対策基本問題懇談会「原爆被爆者対策の基本理念及び基本的在り方について」(昭和55年12月11日)、「第1回原爆症認定の在り方に関する検討会 参考資料3」2007.9.28.

〈<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/09/dl/s0928-9h.pdf>〉

(43) 「意見書」に対する批判的分析は多い。浜谷正晴「戦後史の『分水嶺』—被爆者対策懇談意見書に問う—」『歴史学研究』492号, 1981.5, pp.36-42, 63; 松井康浩『原爆裁判—核兵器廃絶と被爆者援護の法理—』新日本出版社, 1986, pp. 118-123; 直野章子「戦争被害受忍論と被爆者運動」『長崎平和研究』22号, 2006.10, pp.34-37.

(44) 『戦後処理問題懇談会報告』戦後処理問題懇談会, 1984, pp.1-5.

題審議会」の審議が進められる中で、日本国政府に対し、カナダ政府により接收された在外財産の賠償を求めた裁判が昭和35年に提起された。第一審の東京地方裁判所判決（昭和38年2月25日）は、憲法第29条第3項に基づく損失補償請求を棄却する理由の一つとして、対日平和条約に基づく「戦時賠償」による、「原告等の日本国民の在外財産喪失による損失の実質的原因は、日本国政府の財産処分承認にあるとの主張は当たらず、強いて言えば、その損失の原因は、日本国の戦争遂行及び敗戦と言う事実自体に在ると言わざるを得ない。その意味では、原告らの損害は、今次の大戦により一般国民が強いられなければならなかった犠牲と何ら異なる所はない<sup>(45)</sup>」ことを挙げた。

これに対し、控訴審の東京高等裁判所判決（昭和40年1月30日）は、「戦時敵の焦土作戦に基づく爆撃等のため国民が蒙った戦災等一般の戦争災害と同視し、または連合国による日本国民の資産ないし権益の侵害に対し、国として進んで適切な外交保護の手段を採らなかった（外交保護権の放棄）に止るが故に、国に何らの補償責任がない」との国の主張を否定し、憲法に基づく補償請求を容認した<sup>(46)</sup>。

しかし、最高裁判所大法廷判決（昭和43年11月27日）は、「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態においては、国民すべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとし

く受忍しなければならなかったところであり、右の在外資産の賠償への充当による損害のごときも、一種の戦争損害として、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところ」であるため、憲法第29条第3項を適用した補償の余地は全くない<sup>(47)</sup>、として、その後の戦後補償裁判に大きな影響を与えた<sup>(48)</sup>。

## ii) 「原爆訴訟」及び「原爆医療法訴訟」

アメリカ軍による原爆投下を国際法違反とし、その被害の損害賠償を求める「原爆訴訟」に対し、昭和38年の東京地方裁判所の判決は、その国際法違反を認めたものの、正規の戦争行為についての個人の損害賠償請求権及び国の賠償義務を否定した。ただし、「戦争災害に対しては当然に結果責任に基づく国家補償の問題が生ずるであろう」として、戦争災害にたいする結果責任に基づく国家補償の必要性を明言し、「国家は自らの権限と自らの責任において開始した戦争により、国民の多くを死に導き、傷害を負わせ、不安な生活に追い込んだ」ことに「国が十分な救済を執るべき」であるとして、立法機関と行政機関に、原爆被害者全般に対する救済策を講ずることを求めた<sup>(49)</sup>。

また、違法入国した在韓被爆者に対する被爆者健康手帳の交付を争点とする、いわゆる「孫振斗事件裁判」の控訴審判決において、福岡高等裁判所は、「被爆は戦争と言う個人の責任に属さない国家行為により生ずるもので、被爆者は肉体・精神・社会生活の面で一般戦災者より悲惨かつ不安定の状況におかれる特異性があ

(45) 「判例特報① 対日平和条約による在外財産の喪失については国の補償責任はない（東京地裁38.2.25判決）」『判例時報』329号, 1963.4, p.10.

(46) 「判例特報① 連合国に対する賠償に充当された日本人の在外財産と国の補償責任（東京高裁40.1.30判決）」『判例時報』398号, 1965.3, p.11. 結論としては、憲法は一般的原則ないし方針を明らかにしたにとどまり、補償の程度、方法、手続を定める法律が制定されていないことを理由に、具体的な補償要求は認めなかった。

(47) 「補償金請求事件（昭和40年(ホ)第417号・同43年11月27日大法廷判決棄却）」『最高裁判所民事判例集』22巻12号, 1968, p.430. 同判決の末尾には、「参照」として、第1審及び第2審判決の主文、事実、理由が掲載されている。判例評釈として芦部信喜「128 平和条約一四条(a)項2(1)による在外資産の喪失と国に対する補償請求の許否」『法学協会雑誌』87巻2号, 1970.2, pp.130-140.

(48) 直野 前掲注(43), pp.39-41.

(49) 「判例特報① 原爆投下国際法違反判決（東京地裁38.12.7）」『判例時報』355号, 1964.1, p.32.

る」として、「原爆医療法」が「国家補償法的性質も併有する一種特別の立法」と認めた（昭和50年7月17日判決）。最高裁判所も、上告審判決で、「被爆による健康上の障害がかつて例を見ない特異かつ深刻なものである」こと、「かかる障害が遡れば戦争と言う国の行為によってもたらされたこと」、そして「被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態におかれている」ことを認め、原爆医療法が、「特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らその責任によりその救済をはかる」「国家補償的配慮がその根底にある」、とした（昭和53年3月30日第二小法廷判決）。ただし、国の結果責任はあくまで原爆被爆による障害の特異性に基づくものとして、一般の戦争被害と区別されている<sup>(50)</sup>。

### iii) 「空襲被害訴訟」

「はじめに」で触れた「東京空襲遺族会集団訴訟」に先行して、一般市民の空襲被害に対する損害賠償を求めて、過去に2つの訴訟が提起された。「東京大空襲訴訟」と「名古屋空襲訴訟」である。いずれも、原告敗訴の判決が確定している。

「東京大空襲訴訟」は、「侵略戦争」の開始・遂行による妻と子の死亡の損害賠償、戦争災害の補償と謝罪を求めるものであった。しかし、東京地方裁判所判決（昭和55年1月28日）は、以下の理由により請求を棄却した<sup>(51)</sup>。

- ① 戦争災害は、戦争の非常事態におけるいわゆる公法的受忍義務の範囲内のことであるか

ら、それによって国の損害賠償責任は生じない。

- ② 戦争災害は、戦争遂行過程で生じた国民全般の平等な負担による国家的存立のための寄与犠牲で「特別の犠牲」ではないから憲法第29条第3項（正当な補償）の補償は要しない。
- ③ 戦争災害につき、国が何らかの支給をなすべきか否か等はすべて立法政策の問題であって、現在一般民間人に対して支給すべきであるとの規定がない以上、旧軍人・公務員に対してのみ恩給・年金を支給したとしても、憲法第11条（基本的人権の享有）、第13条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利）及び第14条（法の下での平等）に反しない。

また、「名古屋空襲訴訟」は、先の「戦時災害援護法案」の国会審議と連携して、同法の制定運動をおこなってきたグループのメンバーの一部が、国会と政府の立法の不作为による国家責任を理由に、援護法による旧軍人軍属の補償給付額と原告の身体障害者福祉法による給付額との差額の賠償と謝罪を請求したものであったが、裁判所は、在外財産補償裁判の最高裁判決の「国民の戦争災害受忍義務」を前提に、救済は法律によること、立法するかしないかは国会の裁量権に委ねられ、立法の不作为は違法とは認められない、として訴えを退けた。

名古屋地方裁判所判決（昭和55年8月29日）は、以下の理由により訴えを退けた<sup>(52)</sup>。

- ① 遺族援護法が、旧軍人軍属と民間被災者との間に援護上の差異を設けたことは、「社会保障及び国家補償の見地だけからすれば、旧軍人軍属と民間被災者との間に、顕著な援護

<sup>(50)</sup> 「被爆者健康手帳交付申請却下処分取消請求上告事件（昭和50年（行ツ）第98号・同53年3月30日第一小法廷判決 棄却）」『最高裁判所民事判例集』32巻2号, 1984.2, pp.435-484; 「判例特報① 不法入国した外国人である原子爆弾被爆者と原子爆弾被爆者の医療等に関する法律—被爆者健康手帳交付申請却下処分事件上告審判決」『判例時報』886号, 1978.7, pp.3-10. なお、吉田邦彦「判例批評 在外被爆者訴訟と時効・住所」『民商法雑誌』137巻4・5号, 2008.2.15, pp.413-415は、原爆医療法が国籍による制限を行っていないことも、国家補償法であるためと言うのではなく、被爆による健康上の障害の特異性・重大性ゆえに内外人の区別をすべきでないためであることに留意すべきである、としている。

<sup>(51)</sup> 「1 慰謝料請求事件（東京地裁 昭和54年(ワ)第2367号 昭和55年1月28日判決）」『訟務月報』27巻1号, 1981.1, pp.149-153. 同訴訟は、控訴審の東京高等裁判所判決（昭和55年5月19日）も控訴棄却となり、原告敗訴が確定した。

上の差異をもうけることは、合理性を欠く」が、援護法が、文官に対する軍人軍属の恩給法上の取り扱いの差別を解消するために制定されたと言う趣旨や、公務災害等の国の使用者責任を考慮すると、民間被災者の除外は不合理とも言えない。

- ② ただし、戦後30年以上を経た今日（判決当時）においても、十分な補償を受け得ず、戦争による傷跡に苦しむ民間被災者に対し、国が国家補償の精神に基づきできるだけ広範にわたって援護の措置を講じることを望む。
- ③ ただし、どのような補償措置を取るかは、国の立法府たる国会の裁量の範囲に属し、援護法の制定が裁量の範囲を逸脱し、または不合理な差別立法であると認められないので、遺族援護法は憲法第14条第1項違反とはならない。

名古屋高等裁判所の控訴審判決（昭和58年7月7日）も、遺族援護法による給付対象が旧軍人軍属に限られる、とする第1審の判断を是認するとともに、「国家補償の精神」に基づく戦争被災者の損害填補や救済のための立法措置の選択は立法府の裁量に委ねられ、裁判所の審理判断に適さない事柄である、との考えを示した<sup>(53)</sup>。

また、最高裁判所の上告審判決（昭和62年6月26日）は以下の理由により上告を棄却した<sup>(54)</sup>。

- ① 戦争犠牲ないし戦争災害は、国の存亡にかかわる非常事態の下では、国民が等しく受忍しなければならなかったことで、これに対する補償は憲法が全く予測していないところであった。

- ② 戦争犠牲ないし戦争損害については単に政策的見地からの配慮が考えられるにすぎない。すなわち、これに対する補償のために立法措置を行うか否かの判断は国会の裁量の権限に委ねられるものである。
- ③ 一般の戦争被害者について援護法と同等の給付を行う立法を行わないことについては、立法について固有の権限を有する国会ないし国会議員の立法不作為についての国家賠償法上の違法性、内閣の法案不提出についても違法性は認められない。

## 2 例外的救済における一般市民の戦争被害との差別化

これまで紹介してきたように、一般市民の戦争被害は、一般的には遺族援護法等の国家補償による救済の対象となっていないが、その例外として、沖縄戦犠牲者、原爆被爆者、戦後引揚者等に対する救済が行われてきた。その場合、一般市民の戦争被害とどのような違いがあるとされていたのであろうか。

### (1) 沖縄戦犠牲者の救済

#### i) 遺族援護法による救済

遺族援護法によれば、「軍の要請に基いて戦闘に参加した者」は、戦闘参加期間中、昭和16年12月8日以降の傷病により死亡したとき（昭和20年9月1日までに生じたものであるときは、その傷病が戦時災害により生じたことを必要とする）、一般市民であっても「軍属」とみなされて、その遺族に対し弔慰金が支給された<sup>(55)</sup>。

<sup>52</sup> 「82 慰謝料請求事件（名古屋地裁 昭和51年(ワ)第1640号 昭和55年8月29日判決）」『訟務月報』26巻12号、1980.12, pp.2111-2119；「戦傷病者等援護法が旧軍人軍属のみを民間被災者と区別して援護することには合理的理由が存在し、憲法一四条一項等に反しない（慰謝料等請求事件、名古屋地裁昭51(ワ)1640号、昭55・8・29民六部判決、棄却）」『判例時報』1006号、1981.8, pp.86-90。

<sup>53</sup> 「戦傷病者戦没者遺族等援護法の合憲性（慰謝料等請求事件、名古屋高裁 昭和55年(ホ)474号、昭和58・7・7民四部判決、控訴棄却、新たな訴却下）」『判例時報』1086号、1983.10, pp.111-118。

<sup>54</sup> 「3 慰謝料等請求上告事件（最高裁第二小法廷 昭和58年(オ)1337号 昭和62年6月26日判決）」『訟務月報』34巻1号、1988.1, pp.25-28；「一 一般民間人戦災者を対象とする援護立法をしない国会議員の行為と国家賠償責任の有無、二 一般民間人戦災者を対象とする援護立法にかかる法律案を国会に提出しない内閣の行為と国家賠償責任の有無（慰謝料等請求事件、最高裁 昭和5(オ)1337号 昭和62年6月26日二小法廷判決、上告棄却）」『判例時報』1262号、1988.3, pp.100-103。

昭和33年の遺族援護法の改正以後、それらは「準軍属」とされ、昭和34年4月から障害年金、更生医療その他、弔意金（当初戦災死に限定。現在は公務傷病死であればよい）、遺族給与金（公務傷病死に限る。当初は5年、現在は無期）等の支給を受けることができる<sup>(56)</sup>。

第二次世界大戦末期、アメリカ軍が上陸し、日本軍との間で地上戦が展開された沖縄においては、住民が戦闘に動員され、その犠牲となった。復帰を待たず、昭和28年以降遺族援護法が適用された結果<sup>(57)</sup>、「戦闘参加者」<sup>(58)</sup>として認められた者は遺族援護法の適用を受けた。更に、昭和62年4月からは、それまで「個人の意思は働かず戦闘能力もない。政府との雇用関係もない。」として適用が除外されていた6歳未満児についても「保護者が戦闘参加者と認められる場合に保護者とともに行動しなければならぬやむを得ない事情がある場合に限り」適用された<sup>(59)</sup>。

これらは、沖縄県遺族会連合会が、「未処遇

解決促進遺族大会」(昭和35年6月18日)の「全戦争犠牲者に対する援護補償要求」決議において、① 満14歳未満及び満75歳以上の地上戦闘における戦闘犠牲者、② 防衛軍の要請及び閣議決定に基づく疎開途上の戦争犠牲者、③ アメリカ軍上陸前における空襲砲撃による戦争犠牲者、への援護法の適用を求めたことや、「沖縄戦被害者の会(昭和54年12月結成)が、① 6歳未満沖縄戦被害者にも援護措置を行うこと、② 6歳未満沖縄戦被害者の実態調査を早急に実施すること、③ 戦時災害援護法を即時実施すること、を要求したことによるものである<sup>(60)</sup>。

## ii) その他の救済

以上は遺族援護法の適用事例であるが、学童疎開船「対馬丸」遭難者等の戦時遭難船舶犠牲者<sup>(61)</sup>、「戦争マラリア」犠牲者、アメリカ軍上陸前の空襲被害者<sup>(62)</sup>等の「戦闘参加者」に該当しない沖縄戦の一般被災者には同法は適用さ

55) 小池欣一・首尾木一『戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説と運用』中央法規出版, 1952, pp.198-199.

56) 厚生省援護局援護課監修『戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説〔改訂版〕』新日本法規, 1989, pp.26-27.

57) その対象は、昭和32年7月に厚生省が公表した「沖縄戦の戦闘参加者処理要綱」に「戦闘参加者概況表」としてまとめられた。戦闘参加者は20種類の類型に分類され、壕の提供、食糧の供出、集団自決、スパイ嫌疑による斬殺等も含まれている。沖縄県生活福祉部援護課「戦闘参加者概況表」九弁連第45回シンポジウム実行委員会編『日本の戦後処理を問う—復帰二十年の沖縄から—』九州弁護士連合会, 1992, pp.265-273.

58) 「戦闘参加者」とは、「陸軍または海軍の現地部隊長の要請に基づいて直接戦闘に参加した一般邦人」で、「沖縄のように日本住民が居住する地域に米軍が上陸して、官民が一体となって戦闘が行われた地域においては、日本軍の戦闘を有利に導くため、軍の要請による弾薬・食料の運搬、炊事、避難壕の提供等戦闘を補助する軍事行動に参加した者」を含む。ただし、法令上の根拠がないため、実際に軍事行動等によって負傷・死亡した場合のみが法上の戦闘参加者となる。「Q41 準軍属」厚生省社会・援護局援護課監修 前掲注25), pp.46-48.

59) 6歳未満児についても、昭和32年から戦闘参加者としての申立ては受付けていた。昭和37年からはこれらのうち弔慰金の支給対象とならなかった6歳未満児の遺族に2万円の見舞金を支給した。「沖縄戦戦闘協力死没者見舞金支給要綱(昭和37年2月16日閣議決定)」厚生省援護局編『引揚げと援護三十年の歩み』厚生省, 1977, pp.667-668. その間の経過については、河野麻美子「援護法と沖縄—沖縄における戦後補償問題」『恵泉アカデミア』9号, 2004.12, p.12-13; 石原昌家「第9章 沖縄戦体験のジレンマ—沖縄戦体験記録のダブルスタンダード」石原昌家ほか編『オキナワを平和学する!』法律文化社, 2005, pp.141-145参照。

60) 『還らぬ人とともに—沖縄県遺族連合会三十周年記念誌』沖縄県遺族連合会, 1982, pp.95-97; 沖縄県生活福祉部援護課編『沖縄の援護のあゆみ—沖縄戦終結50周年記念』1996, pp.13-14, 269-270.

61) 「(3) 戦時遭難船舶犠牲者補償問題」沖縄県生活福祉部援護課編 同上, pp.150-154; 「第2部 戦時遭難船舶」九弁連第45回シンポジウム実行委員会編 前掲注57), pp.60-84.

62) 沖縄県遺族会連合会の決議が、米軍上陸前における空襲砲撃の犠牲者の援護を求めていたことは、昭和19年10月10日以降昭和20年4月1日以前における戦争犠牲者、つまり、いわゆる「10・10空襲」の被害者にも適用するため、弔慰金支給要件としての南西諸島の「戦地指定」を、米軍の上陸が開始された昭和20年4月1日以降としていた当時の遺族援護法施行規則の改正を求めていたことを示している。

れない<sup>(63)</sup>。ただし、アメリカ軍潜水艦の攻撃によって沈没した学童疎開船「対馬丸」については、昭和19年7月7日の閣議決定による命令に基づき、県当局及び沖縄現地の軍により、疎開が計画、実施されたものであることを理由として、遺族会が、① 遭難学徒の戦闘参加犠牲者に準ずる処遇、② 船体の引揚げと遺骨の埋葬、③ 靖国神社への合祀、を要求した結果、疎开学童の遺族に、死没者1人につき見舞金2万円（昭和37年）、一般遭難者の遺族に、死没者1人につき3万円の見舞金（昭和47年）が支給された。更に昭和52年からは、満60歳以上の遭難学童の父母、祖父母に対し、遺族援護法の遺族給付金の10分の5相当額が毎年支給された（現在は10分の7）<sup>(64)</sup>。ただし、他の遭難船舶については一部を除き救済は行われていない。

また、戦争末期、当時、マラリア有病地域であった八重山諸島に、軍の命令により「退去」させられ、死亡した3,000名余の「戦争マラリア」犠牲者について、沖縄県は、「戦地における戦闘協力者の戦病死」として扱い、遺族援護法の適用またはそれに準ずる措置を取ることを国に求めたが、個人補償は認められず、平成8年から「マラリア慰謝事業」が実施されている<sup>(65)</sup>。

## (2) 原爆被爆者の救済

原爆被爆者の国家補償を求める被爆者団体の要求に対し、「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」（昭和32年法律第41号。以下「原爆医療法」という。）及び原子爆弾被爆者に対する特別措

置に関する法律」（昭和43年法律第53号。以下「原爆特別措置法」という。）のいわゆる原爆二法が制定された。しかし、原爆医療法は、原爆被爆者の「健康上の特別な状態」を考慮して国が健康管理及び医療を行うことを目的とするもので、「国家補償」や「援護」の文言は盛り込まれておらず、原爆特別措置法は被爆者の特別の出費をカバーするものとして、ともに社会保障的給付の色彩が強いものであった。「原爆訴訟判決」も、「この程度のものでは、とうてい原子爆弾による被害者に対する救済、救援にならないことは明らかである」と指摘している<sup>(66)</sup>。

その後、昭和53年の「孫振斗事件裁判」の最高裁判決が「国家補償的配慮がその根底にある」と指摘した（前述122頁参照）のを受けて、「原爆被爆者対策基本問題懇談会」意見書が、「国家補償」的性格を認めた結果、被爆者援護法の制定を求める運動は更に強化され、「国家補償の精神」を明文化した法案が、国会にたびたび提出された。それに対して、原爆被爆者への国家補償を行うことは、国家補償を行っていない一般市民の戦災被害との均衡を欠く、との反論が行われた<sup>(67)</sup>。

平成6年成立した「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）にも、同様の理由から、その前文に、「国の責任において、原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ、」との文言が盛り込まれ、

<sup>(63)</sup> 昭和46年に結成された沖縄戦被災者補償期成同盟と沖縄県は、沖縄戦の負傷者、死没者の調査を行い、唯一の国内戦であり、かつ地上戦であった沖縄戦の特殊性により、戦闘員・非戦闘員の区別が困難であることを理由として昭和48年から継続的に、「戦闘参加者」以外の沖縄戦一般被災者に対し、援護法に順ずる措置を求めてきた。沖縄県生活福祉部援護課 前掲注(60), pp.155-157.

<sup>(64)</sup> 「(1) 対馬丸遭難学童補償問題」沖縄県生活福祉部援護課編 前掲注(60), pp.143-145. 根拠は「沖縄戦戦闘協力死没者見舞金支給要綱（昭和37年2月16日閣議決定）」、「対馬丸等遭難者の遺族に対する見舞金の支給に関する要綱（昭和47年8月19日沖縄開発庁告示第2号）」厚生省援護局編 前掲注(59), pp.667-669；「対馬丸遭難学童の遺族に対する特別支出金の支給に関する要綱」九弁連第45回シンポジウム実行委員会編 前掲注(57), pp.342-343；「対馬丸遭難学童遺族給付」『沖縄開発二十年史』沖縄開発庁, 1993, pp.422-423.

<sup>(65)</sup> 「(2) 八重山地域におけるマラリア犠牲者補償問題」沖縄県生活福祉部援護課編 同上, pp.146-149.

<sup>(66)</sup> 前掲注(49), p.32.

<sup>(67)</sup> 第123回国会参議院厚生委員会会議録 第7号 平成4年4月21日 pp.39-40.(前島英三郎議員、浜本万三議員)

空襲被害でもある原爆被爆の特殊性が強調された<sup>(68)</sup>。被爆者援護法が「国の責任」を認めたものの、それを「国家補償」とした場合に生ずる「一般戦災犠牲者」との差異の消滅を恐れたことは、当時の野党案が「国家補償として」との文言を含むこと及び遺族援護法の「弔慰金」類似の直接被爆による死亡者の遺族に対する「特別給付金」が盛り込まれていることに対し、政府・与党が反対したことからも窺える<sup>(69)</sup>。

### (3) 引揚者・シベリア抑留者の救済

在外財産審議会が行った答申に基づき、「引揚者給付金等支給法」(昭和32年法律第109号)、「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」(昭和42年法律第114号)により、引揚者は単なる財物でない特別の意味と価値をもった財産の喪失に対する国の特別の措置として、給付金または特別交付金の支給が行われた。前者は、引揚者及びその遺族に対し、一定の所得制限の下に、引揚者給付金または遺族給付金として記名国債を交付するもので、後者も同様であるが、一切の所得制限を廃止した<sup>(70)</sup>。「戦後処理問題懇談会」報告は、これを以て、戦後処理問題は終了したとする。ただし、報告は、戦後強制抑留者や引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等により慰籍の念を示すことを求め、「平和祈念事業特別基金等に関する法律」(昭和63年法律66号)に基づき、

平和祈念事業特別基金<sup>(71)</sup>が設置され、シベリア抑留者等の戦後強制抑留者またはその遺族には、慰労金10万円(恩給受給資格がない場合)、慰労品(書状と銀杯)が支給された。さらに、同基金の廃止にあたり、「特別慰労品」が支給されることとなった。

以上のように、我が国では、一般市民の戦争被害は、引揚者や原爆被爆者については、その特別の犠牲に着目し、また、沖縄戦の犠牲者や空襲被害者については、被害者が軍人・軍属であるものまたは徴用等により戦争遂行に関連する業務に従事していたと認めたものに限り、補償が行なわれてきた。次章では、日本における一般市民の戦争被害の補償をめぐる論議において、外国の事例としてたえず参照されてきたドイツにおける一般市民の戦争被害の補償の概要を紹介する。

## II ドイツにおける一般市民の戦争被害の補償

ドイツの戦争被害の補償は、その補償の対象によって、人的損害の補償、物的損害の補償、前住地での不法な損害の補償、ナチズムの迫害による損害の補償の4つに分類される<sup>(72)</sup>。本章では、人的損害及び物的損害の補償について概観する<sup>(73)</sup>。なお、「前住地での不法な損害の

(68) 被爆者年金、遺族年金、弔慰金を給付としなかったが、各種給付の所得制限の撤廃、原爆特別措置法による葬祭料を受給せず死亡した者の遺族への「特別葬祭給付金」の支給は、国家補償としての性格をにじませたものといえよう。田村和之「被爆者援護法の意義と問題点」『日本の科学者』30巻8号, 1995.8, pp.407-411.

(69) 第131回国会衆議院厚生委員会議録 第10号(その一)平成6年12月1日 p.1.(鈴木俊一議員); 第131回国会参議院厚生委員会議録 第11号 平成6年12月6日 pp.9-12.(井出正一厚生大臣、谷修一公衆衛生局長)

(70) 厚生省援護局 前掲注(59), pp.144-148.

(71) 「戦後処理問題懇談会報告」(前掲注(44))は、政府の出資により「国民の戦争の犠牲を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する」事業を行なう基金を設立することを求めた。報告に基づき、「今次大戦における尊い犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、いわゆる恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により、関係者に対し感謝の念を示す事業を行う」ことを目的として、昭和63年に「平和祈念事業特別基金」(平成15年に「独立行政法人平和祈念基金」に組織変更)が設置された。「慰労金の交付」、「慰労品(書状・銀杯)の贈呈事業」とともに「労苦継承事業」として、関係者の労苦に関する、①資料の収集、保管・展示、②講演会等の開催、③出版物等の記録の作成・頒布、④調査研究、を行っている。収集資料は「平和祈念展示資料館」において展示されるとともに、各地で開催される「平和祈念展」において展示されている。基金は、展示事業を除き、平成21年に廃止される予定である。



補償」は、ドイツ統一後の1993年に大きく再編され、新たな給付の認定は行われていない<sup>(74)</sup>。

## 1 人的損害の補償—連邦援護法による戦争犠牲者の援護—

### (1) 根拠法

人的損害の補償の中核を占めるものは、「1950年12月20日の戦争犠牲者の援護に関する法律（連邦援護法）（Gesetz über die Versorgung der Opfer des Krieges-Bundesversorgungsgesetz vom 20. Dezember 1950）（BGBl. I S.791.）」（以下「連邦援護法」という。）による戦争犠牲者とその遺

族への給付である<sup>(75)</sup>。敗戦後、連合国の軍政下で、それまでのすべての戦争犠牲者援護法制が廃止された結果、戦争犠牲者は、一般的には、生活困難者と同様に公的扶助による給付を受ける他は、連合国の占領地区ごとに、各州で制定される援護関連法による給付を受けることになった。それらを取りまとめる形で、連邦全体で援護を統一的に規制する連邦援護法が制定されたのは、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の成立の翌年の1950年12月であった。その後、生活状態に応じた扶助から職業上、経済上の損害に応じた補償への転換を経て、現在にいたって

(72) ドイツの社会政策の現状と将来を概観する「2005年社会報告」によれば、2003年現在、補償関係給付の総額は約55億5200万ユーロで、社会給付総額6965億4300万ユーロの約0.8%であり、ドイツ統一時の2%から徐々に減少している。対前年比伸び率も、60/70年代の+3.8%から-3.4%と大きく減少している。人的損害、物的損害に対する補償がそれぞれ-2.8%、-12.4%となるとともに、ナチズムの迫害による損害に対する補償が、1998年の+91.3%をピークに、その後マイナスに転じていることは戦後補償の課題が今や達成されたことを示している。

„Tabelle 6-8 Leistungen nach Institutionen-Deutschland“ *Sozialbericht 2005 (Deutscher Bundestag 15. Wahlperiode Drucksache 15/5955)*, 11.08.2005, S.135-138. <<http://dip21.bundestag.de/dip21/btd/15/059/1505955.pdf>>

(73) 人的損害の補償と前住地での不法な損害の補償は、社会権の明確化を目的として編纂されてきた「社会法典（Sozialgesetzbuch）」により、「社会権」の一つである「健康被害への社会的補償」の主要な権利（健康と活動能力の維持、改善、回復、職業能力の獲得、年金、住宅取得を含む経済生活の保障請求権）とされている。ナチズムの迫害による損害の補償以外の戦争被害の補償の概要については、宍戸伴久「IV 戦争損害の補償」仲村優一ほか編『世界の社会福祉 8 ドイツ オランダ』旬報社、2000、pp.174-194を参照されたい。

(74) 同上、pp.184-189。前住地での不法な行為による損害の補償は、旧ソ連・東欧諸国における「社会主義体制」の崩壊とドイツの統一に伴い、後述の「『遅れてきた引揚者（Spätaussiedler）』の補償」に再編成された。その目的は、これまでの補償を整理し、新たに入国してくる「引揚者」の「新しい経済関係及び社会関係」（資本主義社会）への「編入（適応）」を促し、医療や職業訓練により健康・失業の危機から保護することである。その根拠法となったのは、1992年末に制定され、翌年施行された「戦争結果整理法（Kriegsfolgenbereinigungsgesetz）」である。この法律は、「連邦被追放者法（Bundesvertriebenengesetz）」の再整理であり、一般法としての雇用促進法と負担調整法による給付を含んでいる。適用対象は、ドイツ国内に居住するドイツ人またはドイツ民族であって、1993年以降にはじめてドイツに引揚げてきた場合、「遅れてきた引揚者（Spätaussiedler）」としての補償を受ける。「遅れてきた引揚者（Spätaussiedler）」とは、1992年末までは「引揚者（Aussiedler）」と呼ばれた人々で、現地大使館が参与し、連邦行政庁の正規の受入手続により出身国（旧ソ連、バルト3国等）を出国し、入国6か月以内にドイツ国内の居住地で定住した者である。具体的には、「被追放者（Vertriebene）」、「戦争捕虜（Kriegsgefangene）」、「強制抑留者（Heimkehrer）」、「元政治的拘留者（ehemalige politische Häftlinge）」、「ソビエト地区難民（Sovietzonenflüchtling）」である。給付は、ドイツの職業生活・文化生活・社会生活への「編入」を促進し、引揚げによる社会的な不利をできるだけ緩和することを目的とする、① 受入扶助、② 失業給付、③ 編入扶助、④ 疾病給付、⑤ 年金給付、⑥ 就業援助、⑦ 起業基盤確立援助、⑧ 補償、⑨ 文化活動、である。「遅れてきた引揚者」の認定は、連邦行政庁が行い、その資格は提出された証明の審査によって行われる。証明は難民行政機関（自治体又は郡の難民事務所又は負担調整事務所）が提出し、入国固有の事務は入国事務所が行う。給付はそれぞれの管轄官庁が行うが、強制抑留者及び政治的拘留者の財団が行う給付もある。

(75) 連邦援護法は、戦前の「戦争人的損害補償法」、「占領人的損害補償法」の給付受給者、ドイツ在住のドイツ人で、スペインの内戦において共和国側で戦闘に参加した者、「被追放者法」に定める「被追放者」で、その国の軍役により健康障害を受けたドイツ人またはドイツ国籍者、「連邦拘留者扶助法」に定める、政治的理由により拘束を受け健康上の障害を受けたドイツ人とその遺族、連邦軍兵士、兵役拒否による民間代替務者に準用されている。

る<sup>(76)</sup>。

## (2) 適用対象

一般的には、ドイツ国内（正確には「連邦援護法の適用領域内」）に居住するドイツ国籍保有者で、軍務または準軍務に関連して損傷を受けた者が、損傷により健康上、経済上の影響を受けた場合に、本人又はその遺族（寡婦、鰥夫、元配偶者）<sup>(77)</sup>に対して連邦援護法が適用される。しかし、その対象は、以下の3つの点で拡大されており、その結果、外国籍保有者、一般市民、外国居住者についても連邦援護法が適用される<sup>(78)</sup>。

### ① 「ドイツ人」及び「ドイツ民族」

連邦援護法の適用対象が「ドイツ国籍保有者」に限定されないのは、憲法に当たる基本法の定める基本権の保障の適用対象が「ドイツ人」とされていることに基づいている。「ドイツ人」とは、「ドイツ国籍保有者」と「身分上のドイツ人」である。

「ドイツ国籍保有者」には、旧ドイツ領土に居住して、旧国籍法に基づく「ドイツ国籍」を有していた者のみならず、ナチス政権時代、領土の併合や転住の結果、「ドイツ民族」<sup>(79)</sup>として集団帰化を余儀なくされた者や、ドイツ国防

軍に従軍し、ドイツ民族に属するとして帰化を認められた者で、戦後も、「国籍問題調整法」に基づく、申立てによる国籍放棄をしなかった者も含まれる。ナチス政権の下で迫害を受け、国籍を剥奪された者は、「申告によりドイツ国籍を回復することができる」ことになっている。

「身分上のドイツ人」<sup>(80)</sup>についても、居住要件を、「1937年12月31日現在の旧ドイツ領土に属するオーデル・ナイセ線以東地域若しくは外国」へ拡大することにより、外国籍保有者であっても、「ドイツ人」ないし「ドイツ民族」と認められた者であれば、現在の東欧、旧ソ連邦に居住していても、その他の資格要件に該当すれば、連邦援護法の適用を受けることができる。なお、これに該当しない旧東ドイツ居住の「ドイツ人」または「ドイツ民族」には1990年の統一までは適用されなかったが、ドイツ統一条約に基づき、1991年1月から全面適用されている。

### ② 「ドイツ人」や「ドイツ民族」以外の外国籍者、軍務や準軍務に従事しない一般市民

その損傷が「ドイツ国防軍内における軍務またはドイツの機関のための準軍務と因果関係がある場合」や「ドイツ国内において、もしくは

(76) 本節の記述は、宍戸 前掲注(73)及び以下の文献による。„24 Kriegsopferversorgung/Soziale Entschädigung bei Gesundheitsschäden“ Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *Übersicht über das Sozialrecht*, Nürnberg; BW Bildung und Wissen Verlag, 2008, S.949-970; „Gesetz über die Versorgung der Opfer des Krieges“ *Ein Service des Bundesministeriums der Justiz in Zusammenarbeit mit der juris GmbH - www.juris.de* (<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/bvg/gesamt.pdf>); その他、奥原 前掲注(9), p.55及び椎名麻紗枝『原爆犯罪一被爆者はなぜ放置されたか』大月書店, 1985, pp.183-185も旧西ドイツにおける一般市民の戦争犠牲者援護立法を紹介している。

(77) 受給（資格）者の死後、他人と再婚した場合は適用されないが、それを解消した場合は適用される。「同性の共同体『人生パートナーシップ』差別廃止法（人生パートナーシップ法）」により、所定の手続きを経て認められた同性の人生パートナーも家族として取り扱われることとなったため、2001年2月16日から適用を受ける。Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *ibid.*, S.950-951.

(78) 突撃隊に任意加入したナチス協力者は、「人間の尊厳」と法治国家原則に敵対した者として、1997年11月14日からは申請は認められていない。申請にあたっては否定証明を必要とする。*ibid.*, S.952.

(79) 「連邦被追放者法」第6条によれば「その出身地においてドイツ民族に属することを自認してきており、この自認が血統、言語、教育、文化等の明確な特徴によって確認される者」である。

(80) 「ドイツ民族」（前注参照）に属するものであって、「難民」または「被追放者」（「現在外国の管理下にあるオーデル・ナイセ線以東の旧ドイツ東部」地区または1937年12月31日の状態における旧ドイツ領土外に居住していた者で、第二次世界大戦の結果との関連で国外退去命令または逃亡の結果追放され、その住所を失った者、またはその配偶者もしくはその直系卑属）を言う。

損傷当時ドイツ国防軍の占領地域にあって、戦争の直接的影響により受けたものである場合には、ドイツ国内に居住していれば、連邦援護法の適用を受けることができる。

### ③ その他の場合

特に理由がある場合は、連邦労働社会大臣の承認により、この法律の適用領域以外であっても連邦援護法の定める基準に従って援護を認めることができる。また、連邦財務大臣の同意があれば、特定の戦争犠牲者集団を新たに、一般的にこの法律の適用対象に加えることもできる。ただし、同一の原因により他の国に対する援護請求権を有する場合には、国際協定による合意がある場合を除き適用除外となる。

この結果、外国在住ドイツ人については、国交のある場合には、1994年以降、完全に本国と同一の給付が行われ、損傷に起因する疾患については医療費の償還払いが行われている。外国人の場合、東欧諸国においては1967年以降完全に適用が行われている。また、ベルギー、オーストリア、ルクセンブルク、スペインについては国際協定により年金相当額の一括払いが行われている。

## (3) 援護の要件としての「損傷」とその因果関係

### i) 「損傷」の範囲の拡大

「軍務・準軍務の遂行」、「軍務・準軍務遂行中に発生した事故」、「軍務・準軍務特有の事情」、「戦争の直接的影響」、「戦争捕虜となったこと」、「ドイツ国籍またはドイツ民族であることを理由とする、外国またはドイツの管理下でないドイツ領域内における拘留」または「全般的破局に関連して行われた刑罰または強制処分であって、その当時の事情から見て、明らかに不当であると認められるもの」による損傷が援護の要件となる<sup>(81)</sup>。

この結果、軍務または準軍務に従事していな

い一般市民も適用を受けることができる。更に、その他の戦争犠牲者であっても、「その損傷がドイツ国防軍内における軍務またはドイツの機関のための準軍務と因果関係がある場合、またはドイツ国内において、若しくは損傷当時ドイツ国防軍の占領地域にあって、戦争の直接的影響により受けた損傷である」場合に、連邦援護法の適用領域内に住所または通常の居所を有するに至ったとき、連邦援護法が適用されることから、ドイツ人またはドイツ民族以外の外国籍保有の一般市民も援護を受けることができる。

【「戦争の直接的影響」及び「戦争の事後的影響」】「戦闘行為及び戦闘行為と直接の関連を有する軍事的措置、特に兵器の影響」、「一般灯火管制を除く、戦闘行為またはその準備と直接の関連を有する官庁の措置」、「戦争による、身体または生命への、直接に急迫する危難を避ける際の特別の事情により当該傷害者が受けた影響」、「ドイツ領若しくはドイツの旧占領地の軍事占領、または強制移住もしくは強制連行と関連する特別の危難により生じた損傷」、「戦争に特有の危険として残る戦争の事後的影響」が「戦争の直接的影響」として認められる結果、空襲や戦後の地雷等による被害も適用対象とされる。

航空機を含む占領軍の交通機関により生じた損害や第一次世界大戦における「占領人的損害補償法」による給付の支給が認められた損害も、他の法規による給付の支給対象とならない場合には、「戦争の直接的影響」の一つである「戦争の事後的影響」として認められている。それ以外の場合であっても、特に理由のある場合には、連邦労働社会大臣により「戦争の直接的影響」として承認される。

このような規定を設けて、一般市民への援護の拡大を図った理由として、1950年9月13日の

(81) その他、戦争犠牲者援護法による給付の受給者とその介護者または付添者が、受給者がその給付を受けている間の事故により損傷を受けた場合にも適用を受ける。

連邦議会における連邦援護法案の提案理由の説明において、当時の連邦労働大臣は、「兵士のみならず、郷土における爆弾戦争の被害者にも適用される」と述べている<sup>(82)</sup>。それ以前にも、1945年5月の敗戦後のアメリカ占領地域身体障害者給付法やイギリス占領地域社会保険令は「戦争の直接的影響」による「健康障害」を給付の対象としていた<sup>(83)</sup>。

【「軍務・準軍務」の範囲の拡大】 さらに、「軍務」や「準軍務」の範囲の定義が、旧ドイツによって合併され、または旧ドイツ国防軍の占領下にあった国や同盟国における法定兵役義務の履行も含むため、ドイツ統一後に入国したいわゆる「遅れてきた引揚者」にも適用が行われる。このほか、特に理由のある場合には、連邦労働社会大臣により、これらは軍務もしくは準軍務または戦争の直接的影響として承認される。

#### ii) 因果関係の立証

発生した損傷とこれらの要件との間には因果関係がなければならないが、その証明は蓋然性の立証がなされればよい。それを得る事が困難な疾患でも、連邦労働社会大臣の承認による認定が可能である。がんなど一定の疾患については一般的な承認が与えられる。遺族への援護の場合は「法律上の推定」を行うことにより、改めて審査を行わない。

#### (4) 給付の種類

給付には、① 認定医療（損傷に起因する健康障害、稼得能力減退度50%以上の重度障害者の場合、他制度による給付がないときは、損傷に起因しないものも含む。ただし所得制限等の支給制限あり）、② 一般医療（他制度による給付がない場合。重度障害者以外の障害者、重度障害者の家族、介護加算受給者の介護者、遺族）、③ 援護傷病手当、④

障害年金及び各種加算・加給、⑤ 遺族年金及び各種加算・加給、⑥ 職業リハビリテーション（職業能力回復訓練、生計手当）、⑦ 戦争犠牲者扶助、⑧ 埋葬料、死亡手当及び遺族死亡時の埋葬料、がある。

#### i) 医療（①、②、③）

認定医療の場合、外来治療、病院・リハビリテーション施設入院（所）治療、在宅治療、歯科治療及び義歯装着、医薬品・治療材料・補装具、機能回復訓練、精神療法・社会療法・医師以外による社会教育、温泉保養、家事援助を含む医療保険給付と同等の給付、自動車購入及び改造・録音機器購入補助が行われる。一般医療の場合も予防給付、リハビリテーション給付を含む医療が行われ、その間は、援護傷病手当（限度額は純定期給与所得の80%）が支給される。

#### ii) 障害年金（④、⑥）

障害年金は一般年金（旧労働者・職員年金）のスライド率に準じて引き上げられる。「リハビリテーションは年金に先行する」との原則により職業リハビリテーション給付が行われる。

障害年金は、身体の障害程度（稼得能力減少度30%以上、10%刻みで100%まで）に従って増額される基礎年金と稼得能力減少度（50%以上）に応じた高齢者加算（65歳以上）がある。稼得能力減少度90%以上は稼得不能として最重度者加算がある。また障害による職業上の不利益（年金額）を調整するため、重度障害者に職業損害調整、調整年金、配偶者加給、育児加算が行われる。また、障害による費用負担軽減のため、介護加算、盲人誘導手当、衣服・下着損耗手当が支給される。入院治療中の介護費用を賄うために介護加算が行われる。介護施設に入所した場合には、その費用は高齢者増額分を含む稼得不能年金の支給により全額負担される。ま

<sup>82)</sup> *Stenographischer Bericht des Bundestages vom 3. Sept. 1950*, Bonn : Deutscher Bundestag, S.3166.

<sup>83)</sup> „Teil A Vorbemerkung I Entwicklung, Aufgaben und Rechtsgrund der Versorgung Kriegsbeschädigter“ Horst Schieckel et al., *Bundesversorgungsgesetz : Kommentar*, Verlag R. S. Schulz, 1989, S.4-6.

た、育児手当及び家事遂行のための補足手当が支給される。

### iii) 遺族年金 (⑤)

遺族年金は、寡婦・鰥夫年金（基本年金、生計維持のための調整年金及び損害調整、死亡した障害年金受給者を介護していた場合の介護調整、年金受給事由である障害によらない死亡時の寡婦・鰥夫手当、再婚した場合の一時金及び離婚した場合の離婚年金）、遺児年金（基本年金、調整年金、年金受給事由である障害によらない死亡時の遺児手当）、父母年金（稼得不能または何らかの理由で稼得活動ができないか60歳以上の場合。養親、祖父母を含む。）である。

### iv) 戦争犠牲者扶助

障害者及びその遺族は、援護法に基づくその他の給付や自己の所得及び資産によって生計を維持できない場合、これを補足するため、個々の場合に応じて、特別の扶助として、戦争犠牲者扶助給付を受ける。戦争犠牲者扶助の目的は、損傷の結果、または配偶者、親、子、孫の喪失を補償し、もしくは緩和するため、障害者とその家族及び遺族が、あらゆる生活状況に適応できるようにすることである。基礎年金受給者、認定医療のみの受給者、遺族年金、寡婦・かん夫手当の支給を受けている遺族、父母年金の受給資格のない両親は戦争犠牲者扶助の給付を受ける。扶助の種類は、社会扶助に準ずる。疾病扶助、職業リハビリテーション扶助、介護扶助、家事継続扶助、老人扶助、養育扶助、生計維持扶助、保養扶助、住宅扶助、重度障害者扶助などの特別扶助がある。介護扶助は、①障害者及び遺族が6か月を超えて要介護状態となる恐れがあるが、介護保険給付のみによっては十分な介護が不可能であるとき、②所得制

限により介護給付を受けられないとき、③介護保険給付の対象とならない程度の要介護状態であるか、要介護状態が6か月を超えないと見込まれるとき、④介護保険の給付より適切な給付があるとき、に支給される。年金受給者で公的疾病保険の任意加入者及び民間保険加入者の介護保険料は援護の給付として償還される。

### (5) 費用負担と管轄

連邦援護法の給付費用は原則として連邦負担であるが、戦争犠牲者扶助の費用の2割は州が負担し、郡、郡に属さない市、「統合事務所」（2001年6月30日までは中央扶助事務所）が管轄している。その他は州の機関である援護事務所、州援護事務所、整形援護署、援護治療施設が管轄している。外国からの請求については各州が分担し、在外公館が窓口となる。司法審査を行うのは、戦争犠牲者扶助については通常裁判所だが、その他は行政裁判所の一つである社会裁判所が終審となっている。

## 2 物的損害の補償—負担調整法による補償—

ドイツにおいて、戦争による一般市民の物的損害が補償の対象となったのは、1870年から1871年にかけての普仏戦争を最初とする。また、第一次世界大戦後のベルサイユ条約の締結を受けて、撤退地域（アルザス・ロレーヌ地域）のドイツ人の没収財産損害に対し、1923年から28年にかけて補償が行われた。第二次世界大戦中の物的損害についても、1945年に停止されるまではその確定、賠償と生計費扶助が行われた。第二次世界大戦による物的損害の補償は以下の通りである<sup>(84)</sup>。

### (1) 根拠法

社会的公平の立場から、戦時中および戦後の

<sup>84</sup> 本節の記述は、宍戸 前掲注(73)ほか以下の文献による。„22 Lastenausgleich“ Bundesministerium für Arbeit und Soziales, *op.cit.*, S.931-942 ; „Gesetz über den Lastenausgleichsgesetz“ *Ein Service des Bundesministeriums der Justiz in Zusammenarbeit mit der juris GmbH-[www.juris.de](http://www.juris.de)* (<http://bundesrecht.juris.de/bundesrecht/lag/gesamt.pdf>)

破壊、戦後の追放、1948年の通貨制度改革の結果生じた資産の喪失を、損害を受けなかった者の負担により調整することが、物的損害補償の特徴である。旧東ドイツの財産損害、引揚者の追放による損害（Vertreibungsschäden）（「引揚損害（Aussiedlungsschäden）」）も含まれる。

その根拠となったのは、まず、「合同経済地域（Vereinigte Wirtschaftsgebiet）」（第2次世界大戦後のアメリカ軍と英国軍占領地域）で制定された「緊急援助法（Soforthilfegesetz）」（1949年）で、その後、戦争損害と追放損害を確定する「確定法（Feststellungsgesetz）」（1952年）、翌年には本体となる「負担調整法（Lastenausgleichsgesetz）」（1952年）、被追放者の預金債権の通貨調整を行う「通貨調整法（Währungsausgleichsgesetz）」（1953年）、通貨改革による預金者の損失を軽減するための「旧貯蓄者法（Altsparergesetz）」（1953年）、旧東ドイツの財産損害を負担調整の主補償に組み込む「証拠保全確定法（Beweissicherungs- und Feststellungsgesetz）」（1965年）、賠償等による財産損害を補償する「賠償損害法（Reparationsschädengesetz）」（1969年）と整備されてきた。その後、1979年には調整の資金となる負担調整賦課金（Ausgleichsabgabe）の徴収を廃止し、1987年には、1991年末をもって、引揚者の損害を負担調整の対象とすることの停止を決定した。そして、統一後の状況の変化に応じた「戦争結果整理法（Kriegsfolgebereinigungsgesetz）」（1992年）により、1992年末までに入国した引揚者のみに、1995年末を期限として、請求を認めることとなったので、「負担調整法」による補償は新たな受給者を持たない終末期を迎えた。

## (2) 適用対象

調整による負担調整を受けるのは、「財産損害」または「生活基盤損害」で、現在のドイツ国内の1939年8月26日から1945年7月31日までの爆撃による住宅破壊などの「戦争物的損害」、ドイツ国籍またはドイツ民族であるがゆえの

「追放」または「引揚げ」による「追放損害」、  
「追放損害」以外の旧ドイツ東部における「東部損害」、「通貨損害」、「貯蓄損害」、「旧東ドイツ損害」を受けた者である。ただし喪失した財産を、ナチズムの暴力支配などの許すことのできない方法、または人道に反する方法により確保した者は調整の対象とならない。

## (3) 給付の種類

給付は法的請求権のあるものとないものに分けられる。法的請求権のあるものは「主補償」、「戦争被害年金」、「家財補償」、「通貨調整補償」、「旧貯蓄者補償」である。法的請求権のないものは、「編入貸付（営業、自営、農業、住宅建設）」、「家財手当」、「苛酷緩和給付」（生計手当、家財購入手当、生活基盤確立貸付および住宅貸付）等である。そのうち、主なものは以下のとおりである。

### ① 「主補償（Hauptentschädigung）」

「追放損害」、「戦争物的損害」、「東部損害」による財産損害の補償である。「基本額」と「加算」からなる。「基本額」はライヒスマルク（1924年から1948年までの旧ドイツの貨幣単位）で評価される。

### ② 「戦争被害年金（Kriegsschädenrente）」

「戦争物的損害」、「追放損害」、「東部損害」、「預金損害」を受けた者は、65歳以上（女子は60歳）または稼得不能となったとき、「補償年金（Entschädigungsrente）」、「生計扶助（Unterhaltshilfe）」を受給することができる。その目的は、被害者が老齢となり、または就業不能となっても、社会扶助を受給したり、親族の扶養を受けることなく自活できるようにするためである、とされる。

「補償年金」は、「主補償」の「基本額」を基礎として計算され、最低保障額はその4%である。個々の損害は取りまとめられ、対応する損害グループごとにライヒスマルクで評価される。また所得制限があり、限度額を超えるときは減額される。遺族年金も支給される。要介護

状態の場合の「介護加算」、以前自営業者だった場合の「自営業者加給」、7歳以上の子を養育している場合の「社会加算」がある。補償年金の定期的な改定は行われませんが、所得制限額の改定により、引き上げられる結果となる。

「生計扶助」は基礎額、家族加算（配偶者、子）、介護加算で構成される。また、生計扶助受給資格者は、同時に他の制度から医療給付を受けられない場合に限り、社会扶助と同水準の医療扶助を受ける。また「生計扶助」は、毎年7月、連邦負担調整庁の定める額の改正が行われる。

### ③ 「苛酷緩和給付」

旧東ドイツからの難民及びそれと同等と認められ、その資格証明を保持している者、基準日の要件を満たしていないために被追放者としての取扱いを受けられない者などには「苛酷緩和給付」として「経常手当 (Laufende Beihilfe)」が支給される。その支給は生計扶助と同様の要件と原則に従って支給されるが、対応する負担調整給付の額を超えることはできない。

#### (4) 費用負担と管轄

負担調整のための資金は、戦争による財産上の損害を免れた者に対する負担調整賦課金と連邦政府と州政府の補助金、貸付金の返済によって賄われてきた。負担調整賦課金は、財産、抵当権利得、信用利得に対して賦課されたが、負担調整法の前身である緊急援助法の施行30年後の1979年3月をもって廃止され、その後は、連邦と州が税を財源として負担している。

負担調整の請求の審査及び決定などの業務を

実施しているのは市及び郡に設置される負担調整事務所である。州の省の下部機関として設置される負担調整庁、連邦負担調整庁がこれを監督している。州負担調整庁の外局として、行政機関代表を長とし、障害者代表1名を含む2名の委員からなる苦情処理委員会が設置され、負担調整事務所の決定への不服審査を行っている。この審決についての訴訟は、一般の行政訴訟として行政裁判所が管轄している。

### III その他の欧米諸国における一般市民の戦争被害の補償

前章では、ドイツの事例をやや詳しく紹介して来たが、本章では、英国、フランス、アメリカの各国における一般市民の戦争被害の補償について、その法的根拠、適用対象及び適用要件、給付について簡単に紹介する。

#### 1 英国

英国における第二次世界大戦中の一般市民の戦争被害の補償は、以下の通りである。

##### (1) 人的損害

【根拠法規】「1939年人身傷害（緊急措置）法 (Personal Injuries (Emergency Provisions) Act 1939) (2 & 3 Geo.6. c 82)」及び同法に基づく行政命令である「1983年人身傷害（市民）制度 (The Personal Injuries (Civilians) Scheme 1983) (Statutory Instrument 1983 No.686)」である<sup>(85)</sup>。

(85) 本節の記述は以下の各文献による。“Personal Injuries (Emergency Provisions) Act 1939 (2 & 3 Geo 6 c 82.)” *Halsbury's Statutes of England and Wales*, Fourth Edition, Volume 33(1) (Pensions and Superannuation), 2007 Reissue London: Lexis Nexis Butterworths, 2007, pp.54-59 ; “Personal Injuries (Emergency Provisions) Act 1939 (c 82)” *ibid.*, Cumulative Supplement 2008 to Volumes 1-50 and Current Statutes Service, London: Lexis Nexis Butterworths, a Division of Reed Elsevier (UK), 2008, p.172 ; “Personal Injuries (Civilians) Scheme 1983 (SI1983/68)” *Halsbury's Statutory Instruments*, Volume 14(2) (Pensions and Superannuation), 2007 Issue, London: Lexis Nexis Butterworths, a Division of Reed Elsevier (UK), 2007, pp.500-503 ; “(ii) Civilian Injuries” *Halsbury's Laws of England*, Fourth Edition, Volume 49(1) (War and Armed Conflict), Reissue, London: Butterworths, 1996, pp.577-586. その他、奥原 前掲注(9), p.54及び椎名 前掲注(76), pp.185-186も英国における一般市民の戦争犠牲者援護立法を紹介している。

【適用対象及び適用要件】 緊急事態の期間（1939年9月3日から1946年3月19日）（第二次世界大戦中）に、有給就業者（貿易・商取引・専門職等に就業し、かつ実際にそれにより生活を維持している者。15歳未満の者又は15歳以上であるが学生又は職業訓練中の者で、受傷する前に心身の障害を伴っておらず、将来有給就業者となる可能性があったときは、有給就業者として取り扱う。）・非有給就業者・市民防衛志願兵（市民防衛組織の一員として認められた者）が蒙った「傷病」に関連して、各種の給付が行われる。いずれについても、国籍は問われない。

「傷病」は、有給就業者と非有給就業者の場合「戦争傷病」、及び市民防衛志願兵の場合「戦争業務傷病」と呼ばれる。「戦争傷病」とは、敵による、または敵との戦闘の間若しくは敵の襲撃と思われるものを撃退する間の、ミサイル（液状・ガス）の発射、武器、爆発物若しくはその他の有害物の使用、若しくは傷病を発生させるその他の行為の遂行によって発生する身体上の傷病（Physical Injury）、又は空襲等（航空機、航空機の一部、その他の落下物）により人または財産に与えられた衝撃に起因する身体上の傷病である。「戦争業務傷病」とは、市民防衛組織において市民防衛志願兵として業務遂行中に発生した身体上の傷病である<sup>(86)</sup>。

給付の対象となるのは、戦争傷病又は戦争業務傷病に起因する「傷害」（身体上又は精神上の傷病若しくは損傷、又はその能力の欠損）であって、障害の程度（同年齢・同性の通常人の健康との比較により決定）が重く（20%以上）、かつ長期に及ぶ場合である。

【給付】 給付は、傷病により就業できず、他

の給付を受けることができないときは「就業不能手当」として、傷病の結果、重度で長期にわたる障害となり、又は死亡した場合は年金又は一時金として支給される。障害給付又は死亡給付の申請は、原則として、支給事故発生後3週間以内とされるが、担当国務大臣が別途定めることができる。また、英国外で、同国内に居住していない者により受傷した場合は、原則として支給対象とならない。

① 有給就業者及び市民防衛志願兵への給付

a) 障害給付：障害年金、家族手当、教育手当、常時介護手当、重度障害就業手当、衣類損耗手当（義肢装着者）、就業不能手当、障害手当、慰安手当、低水準就業手当、老齢手当（65歳以上）、治療手当、離職手当、パートタイム治療手当、移動補助、リハビリテーションを含む治療費が支給される。

b) 死亡給付：戦争傷病または戦争業務傷病の直接的な結果として死亡した場合（傷病発生時より7日以内の死亡）に、寡婦年金、別居寡婦年金、有子寡婦家賃手当、老齢寡婦手当、重度障害寡婦等被扶養者一時手当、被扶養寡婦年金、児童手当（15歳未満）、遺児年金（15歳未満）、児童給付（15歳以上で学生若しくは見習生又は障害者の場合）、両親給付、その他の被扶養者年金、葬儀手当が支給される。

② 非有給就業者への給付

a) 障害給付：障害が重度で長期にわたる場合にのみ、障害年金、常時介護手当、衣類損耗手当、慰安手当、老齢手当、治療手当が支給される。

b) 死亡給付：一定の寡婦、被扶養児童または両親に対する年金、老齢寡婦手当、重度

<sup>(86)</sup> A. I. Ogus et al. (ed.), *The Law of Social Security*, Fourth edition, London: Butterworths, 1995, p.371は、物的損害を受けたことによる精神的ショックやヒステリーによる傷害についての請求が認められなかったことについて、「障害（disablement）」を「身体上の傷病または精神の傷害またはダメージ（physical or mental injury or damage）」と定義する軍人制度と「身体上の傷病」に限定するこの制度を対比して、裁判官が「精神的ショック」を排除した、と指摘している。



障害寡婦一時手当、教育手当が支給される。

## (2) 物的損害

【根拠法】 緊急事態下（第二次世界大戦中）の物損の補償については、それまでの戦争損害補償法を整理した「1943年戦争被害補償法（The War Damage Act 1943）（6 & 7 Geo.6. c 21）」に基づく。同法から1964年戦争被害補償法までの戦争被害補償関連法は「1943年から1964年までの戦争損害補償法」と呼ばれている。ただしこれらは、「1981年制定法（廃止）法（The Statute Law (Repeals) Act 1981）」により、既に廃止されている<sup>(87)</sup>。

【適用対象及び適用要件】 1939年9月3日から1964年10月1日までの、戦争による土地の物的損害（「戦争被害（War Damage）」）を補償するものである。

「戦争被害」とは、① 偶発的な場合を含め、敵の攻撃または敵との戦闘行動もしくは想定される敵襲の撃退の直接的な結果として発生する損害、② 偶発的な場合を含め、それらの損害の拡大を防止または緩和するための、権限ある行政当局の指示による措置の直接的な結果として発生する損害（土地の形状の変更を含むが、それによる地価評価の下落は損害と見なさない。）、③ 敵の攻撃の速やかな遂行を防止または妨害するための、権限ある行政当局の指示による予防行為ないし準備行為、または敵の攻撃を予測して、権限ある行政当局の指示によって行われる土地工作物の設置を含む予防行為ないし準備行為（照明の制限や訓練施設の設置は含まない。）による直接的な結果として発生する偶発的損害である。また、対象となる「土地」は、英国内の土地であって、その土地の上空・地上・地中に

ある建築または工作物（設備・機械以外）を含む。

【給付及び請求の期限】 戦争被害（War Damage）給付は、工作物の建設費用負担者に対する建設費用の補償とその所有主に対する家賃等の財産減価額の補償の2種類が認められているが、損害発生後30日以内に戦争被害委員会に申請しなければならなかった。当該土地に利害関係を有するものは、戦争損害補償給付費用について拠出を行うことを求められる。給付の請求期限は1968年9月30日で、支給期限は1974年9月30日であった。

## 2 フランス

フランスにおける第二次世界大戦中の一般市民の戦争被害の補償は、以下の通りである。

### (1) 人的損害

【根拠法規】 「軍人廃疾年金及び戦争犠牲者に関する法典 第3編 民間戦争犠牲者に適用される諸規則」の「第1章 民間戦争犠牲者」の規定によって補償が行われている<sup>(88)</sup>。

【適用対象及び適用要件】 軍人廃疾年金が適用される状況になく、かつ、第一次世界大戦中（1914年8月14日から1920年10月24日までの間）の「戦争行為」（L第195条、L第198条からL第201条までにおいて第一次世界大戦、第二次世界大戦の戦闘状況の特殊性に即して、きめ細かく定められている。後述）の結果、「不具を生ぜしめる傷病」を受けた、「すべてのフランス人」は、年齢・性別にかかわらず、終身又は臨時の年金の受給権を有する旨の規定（L第193条）が、同法典L第197条以下により、第二次世界大戦中（1939年9月2日から1947年6月1日）までの期間の「犠牲

<sup>87)</sup> 本項の記述は以下の文献による。“(3) War Damage” *op.cit.* (85), Volume 50 (War and Emergency), 2006 Reissue, London: Lexis Nexis, Butterworths, a Division of Reed Elsevier (UK), 2006, pp.425-426 ; “(3) War Damage” *op.cit.* (85), pp.534-535 ; “War and Emergency Part 3. War and Defence Legislation Sect.2 War Damage and Insurances”, *op.cit.* (85), Third Edition, Volume 39 (War and Emergency), London: Butterworth & Co (Publishers) Ltd., 1962, pp.104-118.

者」(フランス軍—Force françaises de l'Interieur—やレジスタンスへの参加者を含む。)についても適用される。

「戦争行為」として挙げられているのは、以下の通りである。

- ① 同盟軍又は敵軍の作戦中に生じたものであって、敵軍の行為によることが明らかな負傷又は死亡
- ② 敵軍の暴力行為による負傷または死亡
- ③ 軍事作戦終了後の砲弾の爆発、崩落その他等、戦争による諸事件に関連するその他すべての事故による負傷又は死亡
- ④ 捕虜となり、または占領国において、敵軍に強制された作業遂行中に生じた負傷又は死亡
- ⑤ 敵の暴力行為、不法監禁、虐待等によって生じた疾病に起因する身体障害又は死亡
- ⑥ 敵軍若しくは敵軍の支配下にある政府若しくは機関の軍隊もしくは警察隊に対する攻撃又は防衛活動中に受けた負傷又は死亡
- ⑦ 敵の秩序維持若しくは「フランス国政府」(ヴィシー政権)の正当性を確保するためのあらゆる行政的・司法的措置による負傷又は死亡
- ⑧ 政治的、人種的動機による国外追放  
「すべてのフランス人」とは、第一次世界大戦については1914年8月1日から1918年11月11日の休戦前までにフランス国籍を取得した場合(アルザス・ロレーヌ)、第二次世界大戦についてもフランス国籍取得者又はフランス帰属民(フランス国籍は持っていないが、フランス国家と結びついている旧フランス植民地であった、完全独立す

るまでのアフリカ諸国民等)<sup>(89)</sup>である場合を言う。相互協定が締結されている場合(ベルギー、イギリス、チェコスロバキア、ポーランド、その他の相互条約)、難民の地位に関する条約に加入している場合及び被害時以前のフランス軍役経験又はレジスタンス参加の証明がある場合は、外国人であっても補償を受けることができる。

また、アルザス・ロレーヌを含む第一次世界大戦による民間戦争犠牲者、第二次世界大戦による民間戦争犠牲者及びそれに準ずる者、政治犯として抑留された者、敵国又は敵国管理下の強制労働抵抗者、レジスタンス参加者等、過去の国家紛争やテロ(マダガスカル、インドシナ、北アフリカ、アルジェリア戦争時のフランス)の犠牲者、1946年から1954年までにヴェトナムによる拘束を受けた者、行方不明者が同様に、「犠牲者」として取扱われている。

【給付】 障害年金、寡婦年金、遺児年金、両親年金が支給される。障害年金は障害程度10%以上の場合に与えられる。障害加算、介助費用手当、障害程度に応じた重度障害手当・重度傷害手当、家族手当の加算がある。障害の原因となった傷病の医療費・薬剤費は無料で、鉄道運賃の割引、(障害者や妊婦に交付される)優先権カード、税額控除、生活費貸付、優先雇用、職業再訓練、身体補装具の支給等のサービスを受ける。遺児は「戦災孤児(le pupille de la Nation)」として、人間としての成長のための国の特別な保護と生計費、奨学制度に上積みした高等教育までの教育・職業訓練手当、社会保障制

<sup>(88)</sup> 本項の記述は、以下の文献による。“Code des pensions militaires d'invalidité et des victims de la guerre Partie législative Décret n° 51-469 avril 1951 à jour au 7 mars 2006” *Juris-Classeur Codes et Lois; Droit public et Droit privé*, Volume Codes 7, Paris: Éditions du Juris-Classeur, 2006. Titre III Règles applicable aux victims civiles Art. L.193 à L.224 ; “Code des pensions militaires d'invalidité et des victims de la guerre Deuxieme partie (Règlements d'administration publique) Décret n° 51-470 avril 1951 à jour au 5 octobre 2006” *ibid.*, Titre III Règles applicable aux victims civiles Art.R.169 à R.201 ; Vinh Nguyen Quoc “Législation du Guerre; Pension d'invalidité et dommages aux personnes” *Juris-Classuer Administratif*, Tome 3, Paris: Lexis-Nexis SA., 2007. Fasc. 181-11(1)-(12) ; 奥原 前掲注(9), pp.53-55は各項目において、第二次世界大戦までのフランスの戦争犠牲者への補償を略述している。また、椎名 前掲注(76), pp.186-187も、フランスにおける一般市民の戦争犠牲者援護立法を紹介している。

<sup>(89)</sup> 中村絃一ほか監訳, Termes juridiques研究会訳『フランス法律用語辞典』(第2版)三省堂, 2002, p.276.

度に上積みした医療費の支給等の金銭的な援助を受けた<sup>(90)</sup>。

## (2) 物的損害

【根拠法規】「1946年戦争損害法 (Loi n° 46-2389 sur les dommages de guerre)」に基づき、物損の補償 (Indemnisation) が行われる<sup>(91)</sup>。

【適用対象及び適用要件】国は戦争の結果についての賠償責任を負う。内外のあらゆる政府機関による「戦争行為」により、動産または不動産の直接かつ具体的な相当の損害が生じたときは、被災者の優先債権となり、その全額について賠償請求権が認められている。損害が拡大した場合は、賠償は増価時の法規に基づき行われる。賠償はフランス人とその遺族及びその他の権利者、国以外のフランス法人、フランス国籍者以外のフランス連邦帰属民、第一次世界大戦、第二次世界大戦におけるフランス軍及び連合国軍従軍者またはレジスタンス参加証明書を有する外国人とその遺族 (英国、アメリカ、カナダ、モナコ、ベルギー、ルクセンブルク、オランダ国籍者については国際協定に基づき除外されない。) 等に対して行われる。

【給付】損害の補償は、優先権の順位 (Ordre de Priorité) に従って行われる (「1946年戦争損害法」第4条)、とのみ定められている。具体的には年々決定される。1992年財政法 (Loi de finances n° 92-2476 du 31 décembre 1992) によれば、1946年戦争損害法及びその他の改正法規等に基づく戦争損害補償請求権は、現行法に定める計算方法に適合する支払いとしてのみ実行される、とされる。

## 3 アメリカ

アメリカにおける第二次世界大戦中の一般市民の戦争被害の補償は、以下の通りである<sup>(92)</sup>。

### (1) 人的損害

#### i) 戦争被害補償法に基づく給付

【根拠法規】「合衆国との契約を有する者に雇用された者の傷病、障害、死亡又は敵の抑留に対する給付金の支給及びその他の目的のための法律 (戦争被害補償法) (War Hazards Compensation Act)」(1942年公法第784号) (合衆国法典第42編 公衆衛生及び福祉) である。施行日は1941年12月7日となっている。

<sup>(90)</sup> “Les victimes de la guerre” Pierre Laroque, *Les Institutions sociales de la France*, Paris: Documentation française, 1980, pp.935-950 ; “Chapter VIII Aid for the physically handicapped, Part IV War Victims” M. Pierre Laroque, *Social Welfare in France* (translated by Philip Gaunt & Noel Lindsay), Paris: Documentation française, 1966, pp.869-885.

<sup>(91)</sup> 本項の記述は、以下の文献による。“Loi n° 46-2389 du 28 octobre 1946 sur les dommages de guerre” *Juris-Classeur Codes et Lois; Droit public et Droit privé*, Volume Textes législatifs et réglementaires 1539-1947 (Textes non Codifiés), Paris: Éditions du Juris-Classeur, 2004, pp.10-11 ; Georges Liet-Veaux, “Contentieux dommages de Guerre” *op.cit.* (88), Tome 10, Paris: Éditions du Juris-Classeur, 1996, Fasc. 1128(1)-(10).

<sup>(92)</sup> 本節の記述は以下の文献による。Gary K. Reynolds, “U.S. Prisoners of War and Civilian American Citizens captured and interned by Japan in World War II: The Issue of Compensation by Japan Updated December 17, 2002” *CRS Report for Congress*, RL30606, Congressional Research Service, The Library of Congress. 2002. (アメリカ連邦議会調査局の報告書) (http://www.opencrs.com/document/RL30606/); “Chapter 12-Compensation for Injury, Death, or Detention of Employees of Contractors with United States outside United States” *United States Code Annotated*, Title 42 The Public Health and Welfare § 1437 to § 1770. 2003, pp.463-529. (http://www.access.gpo.gov/uscode/title42/chapter12\_subchapter12.html); “War Claims Act July 3, 1948, c.826, 62 Stat.1240” *United States Code Annotated*, Title 50 Appendix War and National Defense, § 501 to § 2017. 1990, pp.463-529. (http://www.access.gpo.gov/uscode/title50a/50a\_71\_1.html), (http://www.access.gpo.gov/uscode/title50a/50a\_71\_1\_2.html); 奥原 前掲注(9), p.54もアメリカにおける一般市民の戦争犠牲者援護立法を紹介している。

【適用対象および適用要件】 「1948年戦争請求権法」により、「1941年12月7日以降の、日本帝国政府による拘束または日本帝国政府から身を隠すことによって生じた傷病、障害、当該傷病による死亡」の場合、「アメリカ合衆国市民」に「戦争被害補償法」（「防衛基地法」（1941年公法第208号）の改正により、国外の占領地又は使用地にある防衛基地における軍契約者に雇用された者に対して傷病、障害、死亡等の戦争被害を、公務災害と同様のものとして補償するもの）を拡大適用し、合衆国との契約者に雇用された者と同様に、公務災害と同様の補償を行う。障害又は死亡に対する補償は、遺族が米国市民であるか又は米国に居住していることを要件としない。

【給付】 給付金は、被用者・自営・失業のいずれの場合であっても、週給37.5米ドルとして算定する。補償月額、稼得能力の低下の度合ではなく、最重度障害者との障害程度の比率により決定する。障害及び死亡に対する金銭給付は本人又はその法定後見人若しくは「自然の後見人（natural guardian）」（未成年者の父母等）のみに対して行われる。受給権者が死亡した場合は、給付は、生活維持またはその他の者のためには存続しない。未成年者または無能力者に後見人が指定されていない場合は、労働長官が裁量により、養育者又は養育施設に直接支給する。本人及び遺族が同一の事故について異なる給付を重複して受給する場合は支給停止又は併給調整が行われる。

ii) 1948年戦争請求権法に基づく給付

【根拠法規】 「1948年戦争請求権法（War Claims Act of 1948）」（1948年公法第896号）（合衆国法典第50編付録 戦争及び国防）である。施行日は1941年12月7日となっている。請求の期限は、1954年改正については1954年8月31日から2年を経過したとき、とされた。1962年改正については、請求受付は1962年10月22日、委員会

の裁定の終結は制定後4年以内としている。

【適用対象および適用要件】 1941年12月7日以降、合衆国と戦争状態となった国の捕虜となった陸・海軍人と同様に、ミッドウェー、グアム、ウェーク島、フィリピン諸島において、または枢軸国の攻撃または占領により、合衆国の領土又は領有地において日本帝国政府により逮捕され、又は逮捕・拘束を免れるため、その地から逃亡した「民間人であるアメリカ合衆国市民」は「被抑留手当」の支給を受ける。ただし、何らかの形で、合衆国と戦争状態となった国の援助者又は協力者となったものを除く。ドイツにおける拘禁についての給付は行われていない。なお、1962年の改正により、日本によって殺害・逮捕・拘束されたグアム島住民にも給付が行われるようになった。その後、1950年6月25日から1954年8月21日以前までに、韓国において拘束された「民間人であるアメリカ合衆国市民」も適用されることとなり、1961年2月28日以降は、東南アジア（ベトナム）についても適用された。

1954年戦争請求権改正法による改正の結果、1948年戦争請求権法は、連合国の陸海軍に従軍し、合衆国と戦争状態となった国の捕虜となった、合衆国及び合衆国の友好国の船籍を有する船舶の乗組員を、「アメリカ合衆国市民」及び「民間のアメリカ合衆国市民」として取り扱い、その適用対象としている。

1939年9月1日から1941年12月11日までの、公海上で、日独の軍事攻撃により死亡し又は殺害された、「民間のアメリカ合衆国市民」である商船の乗客の死亡や傷病・障害等による損害も補償の対象とされる。

【給付】 給付金は、拘束又は逃亡の期間について、一月を単位として、当時18歳以上の場合60米ドル、18歳未満の場合25米ドルとする。当該の要件を満たす者が死亡した場合は、遺族に給付が行われる。子がない場合はその配偶者に、

配偶者も子もない場合はその父母に支給される。配偶者と子がいる場合は給付を折半する。

商船の乗客の死亡による損害の補償の優先順位は配偶者、子、父母の順とする。子がいる場合は配偶者と折半する。いずれもない場合に限り父母に給付される。傷病又は障害による損害の補償は本人のみに対して行われる。

## (2) 物的損害

### i) 1948年戦争請求権法に基づく給付

【根拠法規】「1948年戦争請求権法」(1948年公法第896号)である。施行日は1941年12月7日となっている。

【適用対象および適用要件】「アメリカ合衆国市民」の、1939年9月1日から1945年5月8日までに生じた、(ドイツが占領・攻撃した)ヨーロッパ大陸諸地域における物損及び1937年7月7日から1945年9月2日までに生じた、アジア諸国(グアムを除く)の日本軍占領地等における、日本帝国軍隊の占領又は攻撃により生じた物損、合衆国船籍の船舶又はその船荷の物損、戦争保険または同再保険による補償の対象外となった実損(物損)を補償する。

1939年9月1日から1941年12月11日までの、公海上で、日独の軍事攻撃による商船における物損も補償の対象とされた。

【給付及び請求の期限】物損についての補償は、海外請求権裁定委員会が決定する。その上限は1万米ドルを超えないものとする。当該商船における物損は、当該「民間アメリカ合衆国市民」の所有物である場合にのみ、物損の補償の原則に従い、補償される。請求の期限は、1954年改正については1954年8月31日から2年を経過したとき、とされた。1962年改正につい

ては、請求受付は1962年10月22日、委員会の裁定の終結は制定後4年以内としている。

### ii) 「1946年フィリピン復興法」に基づく給付

【根拠法】「1946年フィリピン復興法(Rehabilitation of Philippines Act)」(1946年公法第370号)(合衆国法典第50編付録 戦争及び国防)(既に、すべて削除又は廃止済み)である。

【給付及び請求の期限】1941年12月7日当時及び受給資格登録時まで、「アメリカ合衆国市民」及び「フィリピン(共和)国市民」であった者の、1941年12月8日以降1945年8月30日までの間の戦闘行為などによる物損を補償するものであるが、補償はすべて終了している。

## おわりに

平成19年に続き、平成20年の3月10日には、東京大空襲賠償の第2次集団提訴が行われ、大阪においても訴訟の準備が進められている<sup>(93)</sup>。集団提訴を受け、国会でも、改めて空襲被害についての国家補償についての考えを質す審議が行われてきた。平成19年には、総務大臣、厚生労働大臣はともに、空襲被害者等の補償については所管外であるとした上で、戦争損害の処理にあたって、国との身分関係によって国の対応に違いが生じることはやむをえないものとし、あるいは戦後処理の問題は国としてこれ以上処置することはないと言う方針であると答弁している<sup>(94)</sup>。また、国は、「東京空襲遺族会集団訴訟」の答弁書において、「名古屋空襲訴訟」事件の最高裁判所判決を引用して、「原告らの主張する損害も『戦争損害』として国民の等しく受忍しなければならない損害であって、原告らの請求が認められる余地のないもの

<sup>(93)</sup> 「東京大空襲賠償第2次集団提訴」、「『大阪』も提訴へ」『読売新聞』2008.3.11.

<sup>(94)</sup> 第166回国会参議院総務委員会会議録 第7号 平成19年3月29日 p.4.(菅義偉総務大臣); 第166回国会参議院厚生労働委員会会議録 第10号 平成19年4月12日 p.8.(柳澤伯夫厚生労働大臣)

<sup>(95)</sup> 黒岩 前掲注(2), p.48.

である」と回答している<sup>(95)</sup>。

一方、平成20年4月には、「我が国には民間の、例えば外国の軍隊による空爆の被害者についての特段の措置はございません。こういうものについてどうするのかと、これはやっぱり我々が、今日はたくさん戦後処理の問題が出てきましたけれども、これはきちんと議論をすべき課題であると思います。…これは厚生労働省としてというよりは、国会議員として、政治家として、こういう問題にきちんと議論を重ねていって、最終的に戦後処理をきちんとやりたいと、そういう思いであります。」との厚生労働大臣答弁も行われている<sup>(96)</sup>。

また、「武力攻撃事態」及びそれに準じた大規模テロ等の「緊急対処事態」等に対応する「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号)〔「事態対処法」〕及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関

する法律」(平成16年法律第112号)〔「国民保護法」〕等の制定により、外部からの武力攻撃等、国や国民の平和と安全にとって重大な事態に対処するための法制(「有事法制」)が整った。それぞれの法律においては、国民の協力が求められており<sup>(97)</sup>、平成16年からは、武力攻撃災害による損害の補償制度が発足している<sup>(98)</sup>。この場合でも、その対象は、国や地方自治体の要請によりその措置に協力したものに限定されており<sup>(99)</sup>、武力攻撃そのものによる損害の補償については明文の規定がない<sup>(100)</sup>。

「はじめに」でも述べたように、一般市民の戦争被害について、諸外国の事例を参考にしつつ、その補償の在り方を考えることは、戦後処理の残された課題であると同時に、将来の有事における被害の補償の在り方<sup>(101)</sup>にも示唆を与えるのではないかと思われる。

(ししど ともひさ)

<sup>(96)</sup> 第169回国会参議院厚生労働委員会会議録 第5号 平成20年4月10日 p.14. (舛添要一厚生労働大臣)

<sup>(97)</sup> 「事態対処法」第8条(国民の協力)、「国民保護法」第4条(武力攻撃事態等における国民保護措置への国民の協力)、第173条(大規模テロ等の「緊急対処事態」での「保護措置」への国民の協力)。なお、その協力には「自発的なもの」も含まれると解されている。磯崎陽輔『武力攻撃事態対処法の読み方』ぎょうせい, 2004, pp.38-39.

<sup>(98)</sup> 国民保護法第160条。ただし、その額は、災害対策基本法における損害補償の基準に従い、非常勤消防団員の消防作業、救急活動、水防活動の例による。国民保護法制研究会編『逐条解説国民保護法』ぎょうせい, 2005, pp.522-526.

<sup>(99)</sup> 国民保護法では、要請によらない自主的な協力の場合には、一般の被災者との区別が難しく、補償の対象とすることは適当でない、と考えられている。磯崎 前掲注97; 国民保護法制研究会編『国民保護法の解説』ぎょうせい, 2004, p.153.

<sup>(100)</sup> 米軍や自衛隊の行動、敵の攻撃によって発生した損害の補償については、検討の対象と考えられているものの、現行法では明文の規定がないことが確認されている(第154回国会衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録 第18号 平成14年7月24日 pp.11-12. 伊藤英介議員の質問に対する中谷防衛庁長官の答弁)。自衛隊の活動に伴う物的損害の補償に関しても、防衛庁長官は、あらかじめ法律によって補償を定めることは困難であると認めた上で、「戦時災害保護法」の例を挙げ、損害の補償そのものではなく、生活困難を補填する給付である旨の答弁をしている(第155回国会参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会会議録 第4号 平成15年5月22日 p.11. 池口修次議員の質問に対する石破防衛庁長官の答弁)。

<sup>(101)</sup> フランスでは、1982年1月以来、テロ活動の被害者は、「軍人廃疾年金及び戦争犠牲者に関する法典 第3編 民間戦争犠牲者に適用される諸規則」が準用され、第二次世界大戦時の民間戦争犠牲者と同様の年金や各種給付による補償が行われている。Françoise Vincent, “Régimes législatifs spéciaux de responsabilité” *op.cit.* (88), Tome 9, Juris Classeur, 2007, pp.Fasc 94(1)-24; “Aide aux victimes indemnisation” S.O.S. Attentatsのホームページ ([http://www.sos-attentats.org/aide-victimes-indemnisation.asp?lan\\_id=f](http://www.sos-attentats.org/aide-victimes-indemnisation.asp?lan_id=f))